

第5次刈谷市地域福祉計画

目次構成(案)

今回提示部分

第1章 計画の策定にあたって

1-1	計画策定の背景	1
1-2	地域福祉とは	6
1-3	地域福祉における圏域の考え方	7
1-4	計画の位置付け	8
1-5	SDGsと本計画との関係	9
1-6	計画の期間	11
1-7	計画の策定体制	12

第2章 刈谷市の状況

2-1	統計で見る状況	13
2-2	各調査結果及び第4次計画の振り返り	22
2-3	第5次計画策定にあたっての課題	43

第3章 計画の基本的な考え方

3-1	基本理念	45
3-2	基本目標	46
3-3	施策の体系	47

第4章 施策の展開

基本目標1	福祉の心の醸成 一人づくりー	未
施策の方向1	福祉教育の充実	未
施策の方向2	地域福祉活動の担い手の育成	未
施策の方向3	ボランティアの育成・支援	未
基本目標2	地域福祉活動の推進 ー地域づくりー	未
施策の方向1	地域福祉活動の支援	未
施策の方向2	見守り活動の推進	未
施策の方向3	集いの場の充実	未
施策の方向4	防災・防犯・交通安全対策の推進	未
施策の方向5	連携と協働の推進	未

基本目標3 総合的な支援体制の充実 ―体制づくり―	未
施策の方向1 福祉サービスに関する情報提供	未
施策の方向2 包括的な相談支援体制の構築	未
施策の方向3 公的なサービスの充実	未
施策の方向4 誰もが住みやすい都市環境づくり	未

第5章 成年後見制度利用促進計画

5-1 計画の位置づけ	未
5-2 成年後見制度を取り巻く状況	未
5-3 施策の展開（基本方針と推進施策）	未

第6章 再犯防止推進計画

6-1 計画の位置づけ	未
6-2 再犯防止を取り巻く状況	未
6-3 施策の展開（基本方針と推進施策）	未

第7章 計画の推進・進捗管理

7-1 計画の周知	未
7-2 計画の推進体制	未
7-3 計画の進行管理	未

資料編

1 策定の経緯	未
2 刈谷市地域福祉計画懇話会（設置要綱・委員名簿）	未

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景

本市では平成16年度（2004年度）に「刈谷市地域福祉計画」を、市社会福祉協議会では平成11年度（1999年度）に「刈谷市社協地域福祉活動計画」を策定し、その後、市の地域福祉計画と市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の連携を強めて課題と取組を共有するため、平成26年度（2014年度）に両計画を1つの計画として「第3次刈谷市地域福祉計画」を策定し、さらに令和元年度（2019年度）に「第4次刈谷市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

第4次計画期間中には、福祉・健康フェスティバルや福祉実践教室の開催などによる「地域福祉の意識づくり・担い手づくり」、地区社会福祉協議会の活動支援、福祉委員会の設立・活動支援などによる「支え合いのしくみづくり」、福祉に関する包括的・総合的な相談に応じる福祉総合相談窓口の設置などによる「安心・安全な福祉のまちづくり」といった取組を進めてきました。

我が国では急速な少子高齢化・人口減少という社会の変化に直面し、今後、医療、介護の急速な需要増加、人員・財源の不足などが懸念されるところとなっています。また、共働き世帯の増加、核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭や地域における支援力の低下、支え合いの基盤の脆弱化が進行する一方、「8050問題」、「ダブルケア」、「老老介護」など解決が困難な問題が増え、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。

現在の社会では様々な問題への対応が必要となっており、地域活性化を図りつつ、複合化・複雑化する福祉ニーズの変化に対応していくことが重要課題となっています。

このような社会情勢のもと、国では『地域共生社会』の実現に向けた検討が進められてきました。平成29年（2017年）社会福祉法の改正では、地域福祉推進の理念を明確化するとともに、この理念の実現のため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定され、あわせて、地域福祉計画策定が努力義務化されました。さらに令和2年（2020年）社会福祉法の改正により、市町村における包括的な支援体制づくりのための一手法として新たに重層的支援体制整備事業が創設されるに至っています。

そこで、これまでの取組を振り返るとともに、近年の地域福祉に関する動向を踏まえながら、活動をさらに発展的に進め、かつ新たな課題への対応を行っていくため、第5次刈谷市地域福祉計画を策定します。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
地域住民や地域の多様な主体が参画し、
人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、
住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の事です。



資料：『地域共生社会のポータルサイト（厚生労働省）』より引用

表1-1 地域福祉計画に関する国の動き

年月	動 向
平成 14 年 1 月 (2002 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの国民への訴え）[社会保障審議会福祉部会とりまとめ] ：地域福祉推進の理念を示す。
平成 25 年 8 月 (2013 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●社会保障制度改革国民会議報告書 ：すべての世代を支援の対象とし、すべての世代が、その能力に応じて支え合う全世代型の社会保障制度への転換の方向性を示す。
平成 27 年 9 月 (2015 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン [新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT報告] ：本人のニーズを起点とする新しい（全世代・全対象型）地域包括支援体制の構築、地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現を示す。
平成 28 年 6 月 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●ニッポン一億総活躍プラン [閣議決定] ：「地域共生社会（子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会）」の実現を提示。
平成 28 年 7 月 (2016 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 ：『地域共生社会』実現の全体像イメージ（たたき台）を提示。
平成 29 年 5 月 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 29 年改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）可決・成立（6月2日公布） ：地域福祉推進の理念を規定（支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記）。 ：この理念の実現のため市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定。 ：地域福祉計画の充実（計画策定を努力義務化、福祉の各分野における共通事項を定め上位計画として位置づけ）
平成 29 年 9 月 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域力強化検討会 最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～ ：福祉の領域を超えた地域全体で地域力強化を図る必要性が示される。
平成 29 年 12 月 (2017 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働大臣告示）の公表及び関連通知の発出
令和元年 12 月 (2019 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ ：本人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を行うこととした。 I 断らない相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援
令和 2 年 6 月 (2020 年)	<ul style="list-style-type: none"> ●令和 2 年改正社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）可決・成立（6月12日公布） ：地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の措置を講ずると規定。 ：包括的な支援体制づくりのための一手法として新たな事業（重層的支援体制整備事業）を創設。

資料：厚生労働省資料をもとに作成

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

3 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（重層的支援体制整備事業）

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(1) 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第115条の4第2項第1号から第3号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第59条第1号に掲げる事業

二 生活困窮者自立支援法第3条第2項各号に掲げる事業

- (2) 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業
- (3) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第105条の4第1項第2号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第105条の4第2項第5号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に掲げる事業

二 子ども・子育て支援法第59条第9号に掲げる事業

- (4) 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- (5) 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- (6) 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

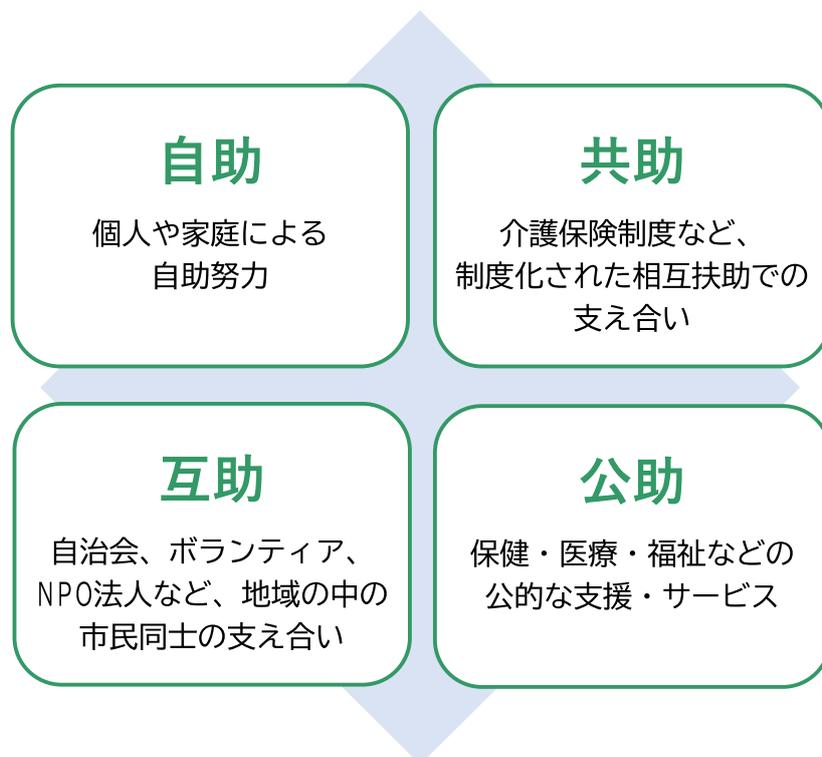
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

1-2 地域福祉とは

地域福祉とは、地域における生活上の様々な問題や課題について、高齢者や障害のある人、子どもといった対象者ごとではなく、市（行政）、市社会福祉協議会、福祉関係者、事業者、各種団体、地域住民などが共に助け合い、支え合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことです。住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、地域での見守り、声かけ、手助けなどの助け合いや地域の課題解決に向けて、多様な組織又は住民の主体的な活動が重要です。

地域福祉においては、様々な生活課題を「自助・互助・共助・公助」によって解決していく取組が必要です。日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPO法人などの活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度といった社会保障制度などを活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給など、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）というように、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携・協働による取組が必要です。

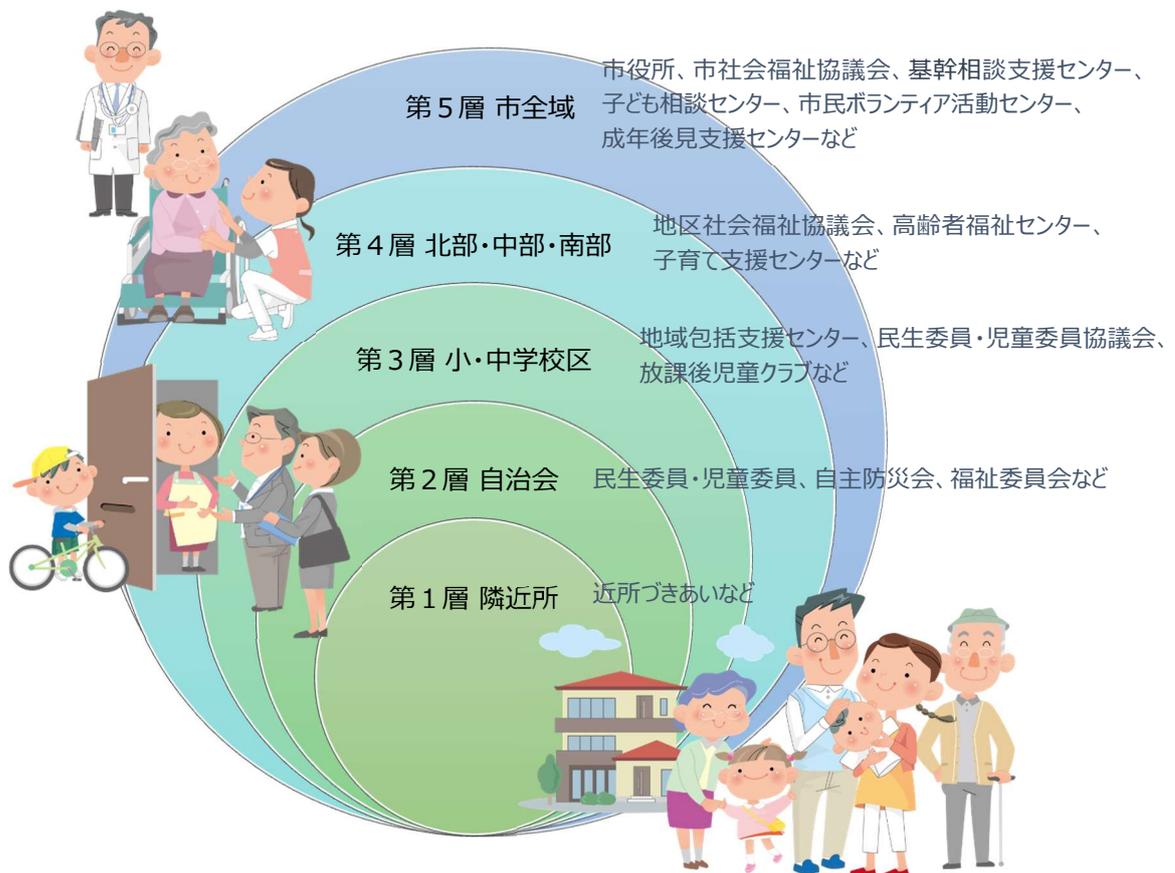
図1-1 自助・互助・共助・公助の役割分担



1-3 地域福祉における圏域の考え方

地域福祉活動は、隣近所で行われる圏域（向こう三軒両隣）から、市全域で行われる圏域までのいくつかの階層に分かれ、様々な機関や団体が階層に応じてそれぞれの機能を発揮するとともに、階層内や、階層をまたいで情報共有や連携が重層的かつ柔軟に行われることで、全体としての地域福祉の推進が図られるものです。

図1-2 5層の圏域と行政機関・関係団体のイメージ



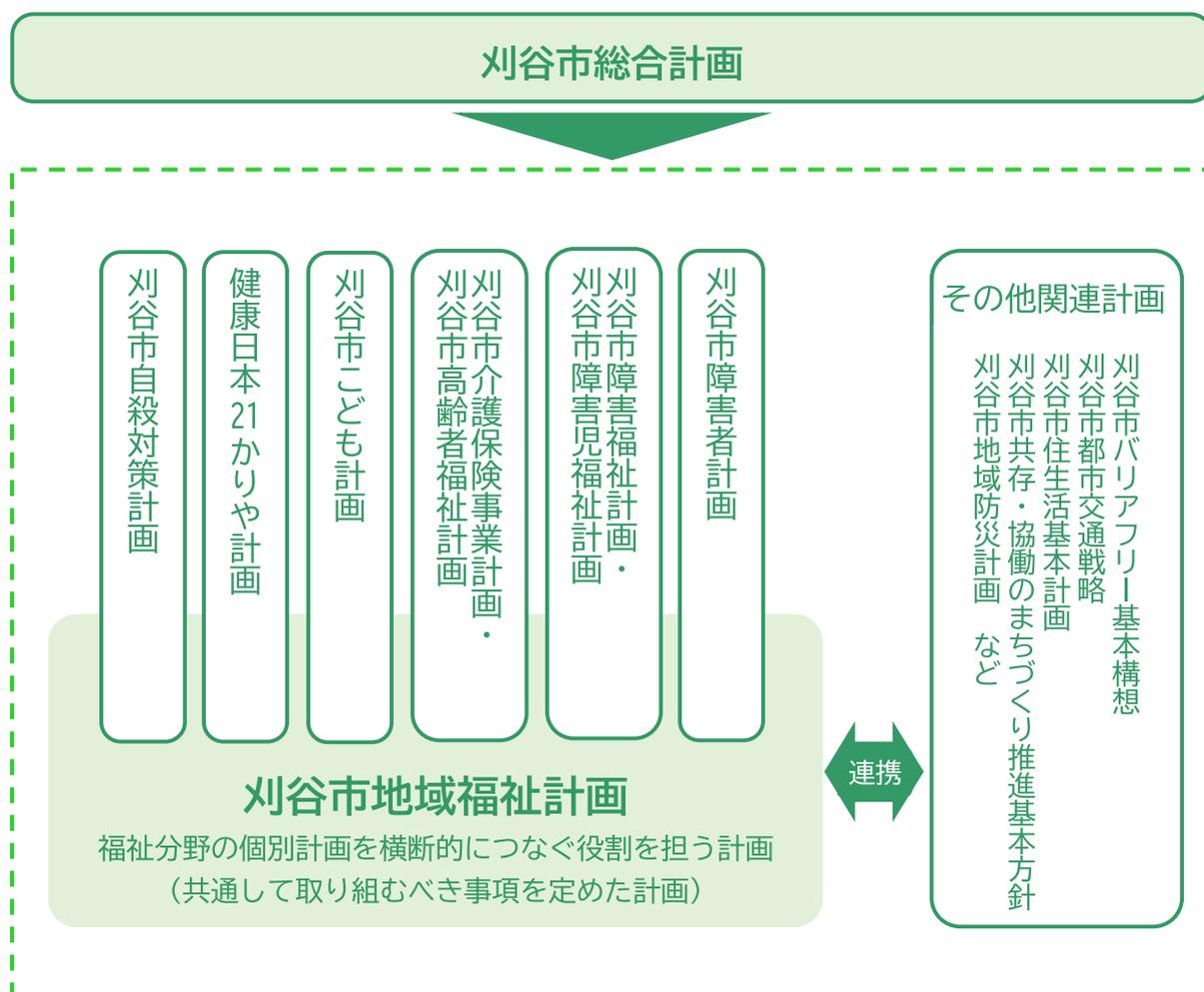
1-4 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定したものです。

総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえ、福祉分野の個別計画（刈谷市障害者計画、刈谷市障害福祉計画・刈谷市障害児福祉計画、刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画、刈谷市こども計画、健康日本21かりや計画、刈谷市自殺対策計画）を横断的につなぐ役割を担う計画として策定しました。また、防災、住生活、都市計画など、他分野の計画とも連携を図り、地域福祉を推進するための総合的な計画として策定しています。

なお、本計画は、「成年後見制度利用促進計画」ならびに「再犯防止推進計画」をあわせて策定しています。

図1-3 計画の関連イメージ



1-5 SDGsと本計画との関係

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

平成 27 年 (2015 年) の国連サミットにおいて 193 の国連加盟国・地域が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、経済・社会・環境の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組を示しています。

図 1-4 SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)



本計画は、『地域共生社会』の実現に向けた地域福祉の取組を着実に地域に根付かせていくための計画であると同時に、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す計画でもあります。すなわち、地域福祉の分野からSDGsの実現を目指していく計画として位置づけることができます。

なお、SDGsの17のゴールのうち、本計画と関わりの深いゴールとして、以下の7つのゴールがあげられます。

図1-5 SDGs 主な関連ゴール



貧困をなくそう
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



質の高い教育をみんなに
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



人や国の不平等をなくそう
国内及び各国家間の不平等を是正する

1-6 計画の期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5か年を計画期間とします。

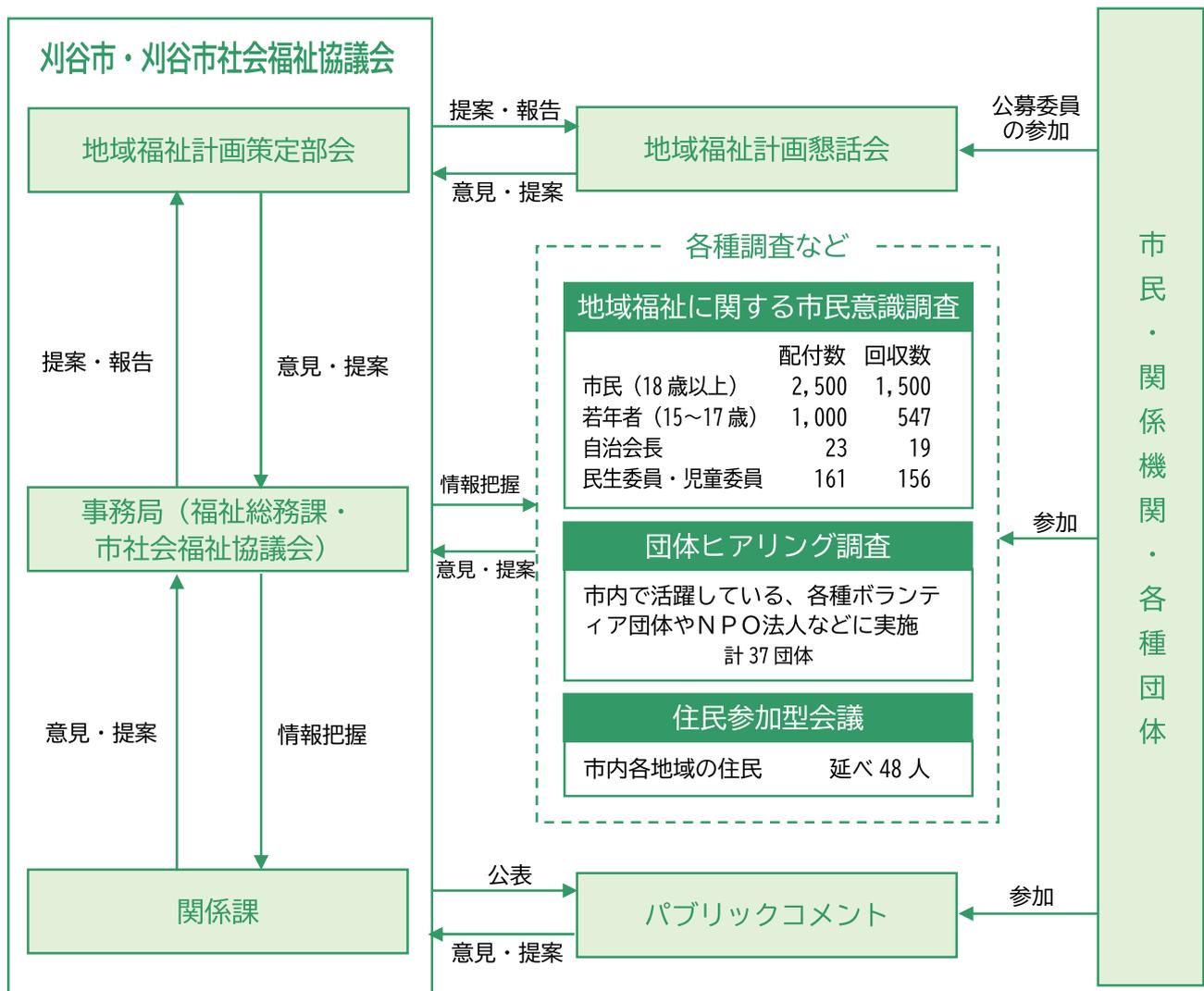
図1-6 計画の期間

計画	年度	令和														
		元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
		(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	
総合計画	基本構想 基本計画						基本構想（目標年次：2042年）									
							基本計画									
地域福祉計画		第3次	第4次				第5次				第6次					
地域福祉活動計画																
障害者計画		基本計画（6年間）				基本計画（6年間）				基本計画						
障害福祉計画		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期										
障害児福祉計画		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期										
介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期										
子ども・ 子育て支援事業計画		第1期	第2期													
こども計画						第1期				第2期						
健康日本21かりや 計画		第2次				第3次（計画期間：2034年迄）										
自殺対策計画		第1次				第2次				第3次						

1-7 計画の策定体制

本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民などの参加を得て、各種調査などを実施し、市及び市社会福祉協議会の関係課で組織する地域福祉計画策定部会で本計画の方向性、内容などについて検討するとともに、地域福祉に関する学識経験者、各種団体代表、市民代表などで構成する地域福祉計画懇話会で協議を行い、策定しました。

図1-7 計画の策定体制



第2章 刈谷市の状況

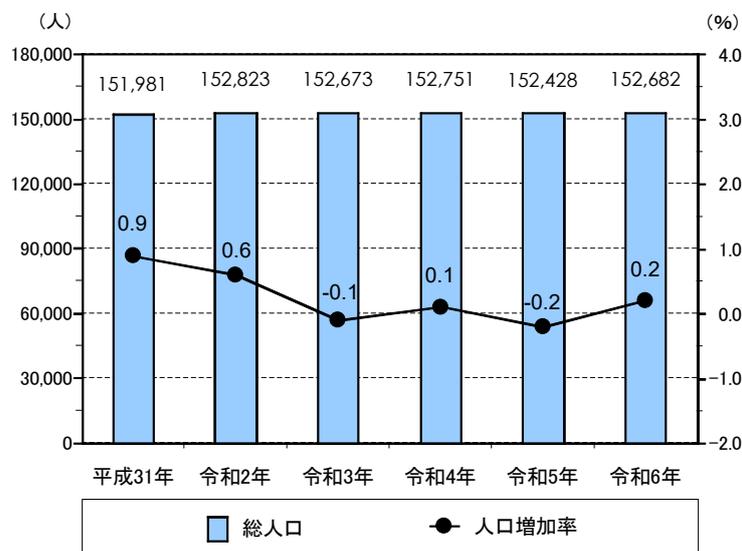
2-1 統計で見る状況

(1)人口

本市の人口は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した令和2年（2020年）までは微増傾向で推移していましたが、令和3年（2021年）から令和6年（2024年）の4年はわずかな増減を繰り返しています。

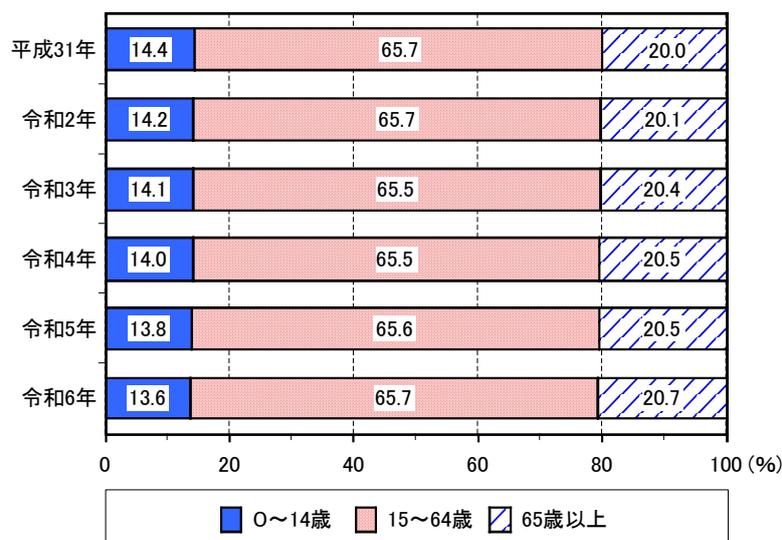
年齢3区分別にみると、65歳以上の人口割合がわずかに増加しています。

図2-1 人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

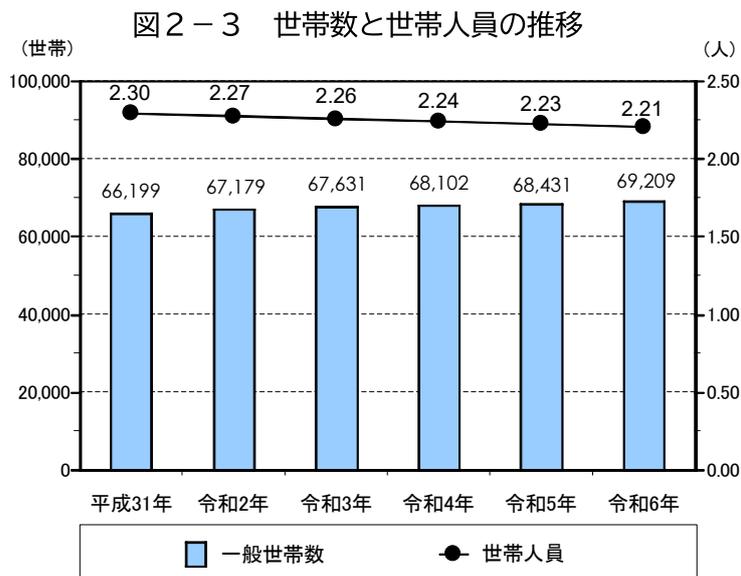
図2-2 年齢3区分別構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2)世帯

本市の世帯数はわずかながら増加を続けています。一方、1世帯あたりの世帯人員は徐々に減少を続けています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

コラム

—第8次刈谷市総合計画より—

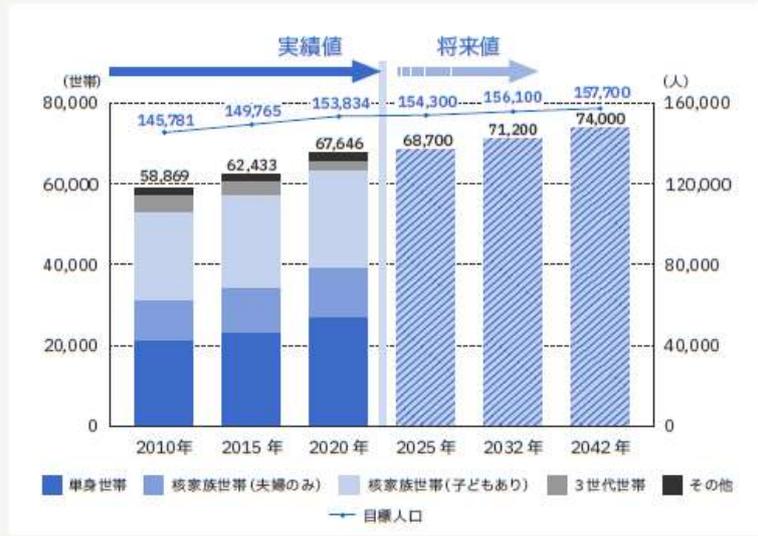
国立社会保障・人口問題研究所が新型コロナウイルス感染拡大前の平成30年（2018年）3月に公表した推計では、本市の人口は、令和12年（2030年）にピークを迎え、その後は減少に転じることが予測されています。それに対して、新型コロナウイルスの影響を考慮した本市の推計では、ウィズコロナの状況下であっても人口が増加傾向にあるため、今後も働きやすく住みやすいまちづくりの推進や定住の促進、出生率の向上などを図ることにより、継続的な人口の増加をめざすこととし、目標年次である令和14年（2032年）の目標人口を、令和2年（2020年）よりもおよそ2千人の増加を見込み、156,100人と設定します。



世帯数

本市の世帯数は、令和2年（2020年）では、67,646世帯となっています。

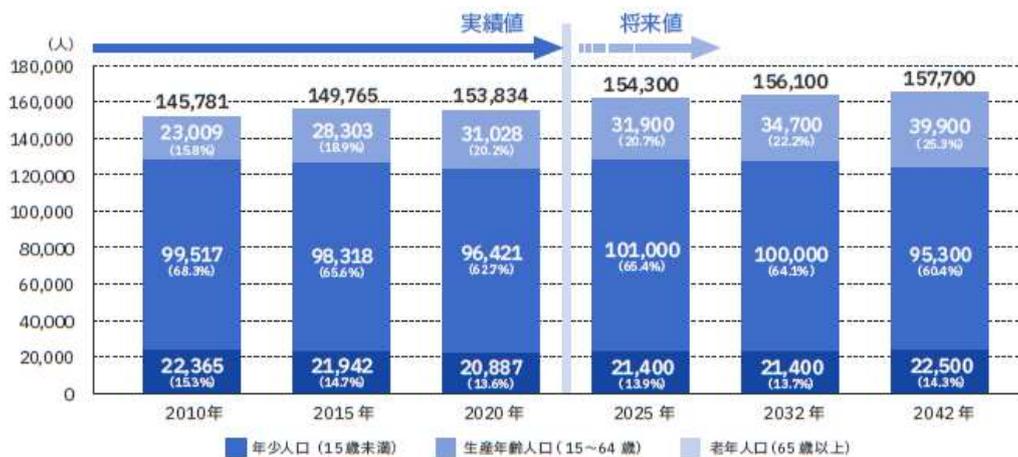
今後も単身世帯や夫婦のみ世帯の増加などにより世帯の小規模化が継続することを見込み、目標年次である令和14年（2032年）には、令和2年（2020年）よりもおよそ4千世帯多い71,200世帯になると想定しています。



年齢3区分別人口

本市の年齢3区分別人口は、令和2年（2020年）では、年少人口（0～14歳）が20,887人（総人口に対する構成比13.6%）、生産年齢人口（15～64歳）が96,421人（62.7%）、老年人口（65歳以上）が31,028人（20.2%）となっています。

今後も、少子高齢化が進行することが見込まれ、目標年次である令和14年（2032年）には、年少人口が21,400人（13.7%）、生産年齢人口が100,000人（64.1%）、老年人口が34,700人（22.2%）になると想定しています。



※ 2010年、2015年及び2020年は国勢調査の結果を記載しており、年齢不詳者がいるため年齢3区分別人口の合計と総数は一致しない。

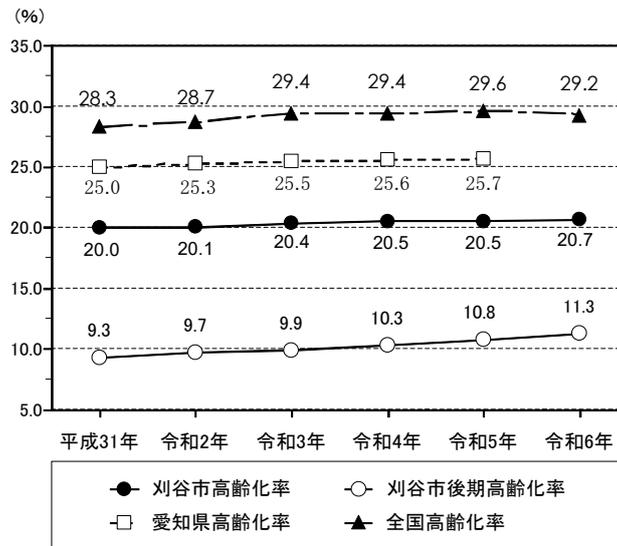
(3)高齢者の状況

①高齢化率

本市の高齢化率は、平成31年（2019年）以降20%台で推移し、わずかに増加しています。全国、愛知県と比べると低い水準で推移しています。

後期高齢化率は、平成31年（2019年）から令和6年（2024年）にかけて2.0ポイント上昇しました。この間は、高齢化率よりも後期高齢化率の上昇幅が大きくなっています。

図2-4 高齢化率の推移（市、愛知県、全国）

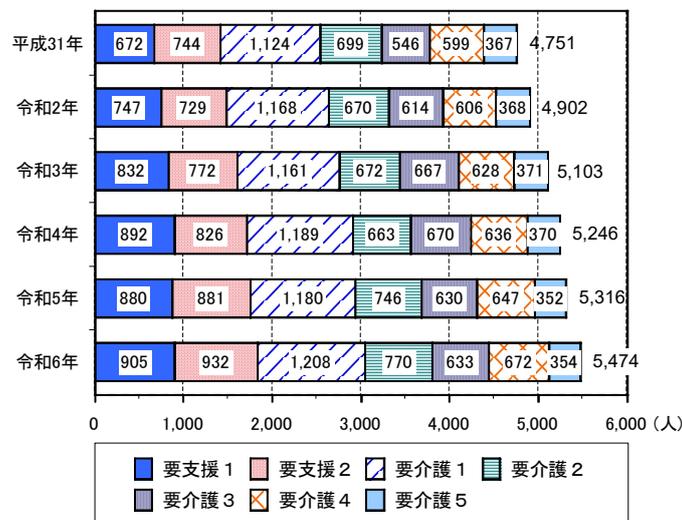


資料：刈谷市…住民基本台帳（各年4月1日現在）、愛知県…あいちの人口（各年10月1日現在）、全国…総務省統計局（各年4月1日現在）

②要支援・要介護認定者数

本市の要支援・要介護認定者数は、平成31年（2019年）以降増加を続けています。平成31年（2019年）から令和6年（2024年）の6年で723人の増加となっています。

図2-5 要支援・要介護認定者数の推移



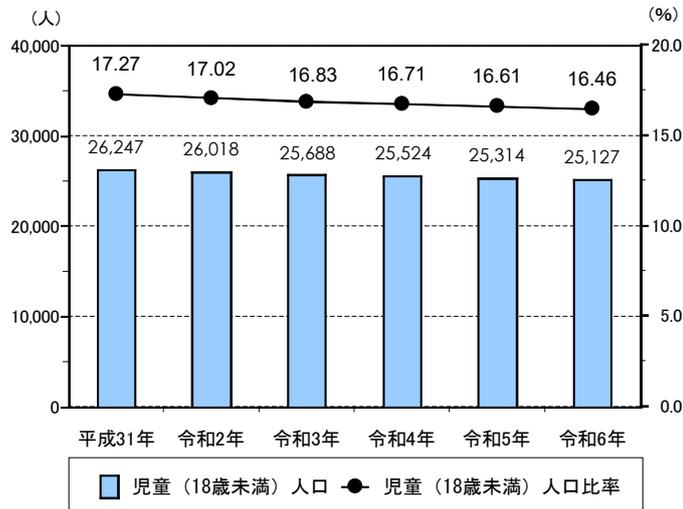
資料：介護保険状況事業報告（各年3月31日現在）

(4)子どもの状況

①子ども数

本市の18歳未満の子ども数は減少を続けています。平成31年(2019年)から令和6年(2024年)までの6年で1,120人減少しています。全人口に占める子どもの割合も減少を続けています。

図2-6 子ども数の推移



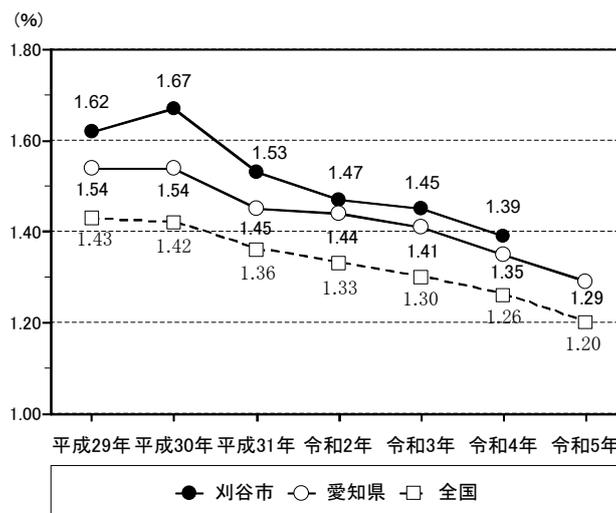
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成29年(2017年)から平成30年(2018年)にかけて上昇しましたが、それ以降は減少を続けています。

なお、全国、愛知県の水準と比較すると本市の合計特殊出生率の方が高い水準を維持しています。

図2-7 合計特殊出生率の推移



(注)：合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

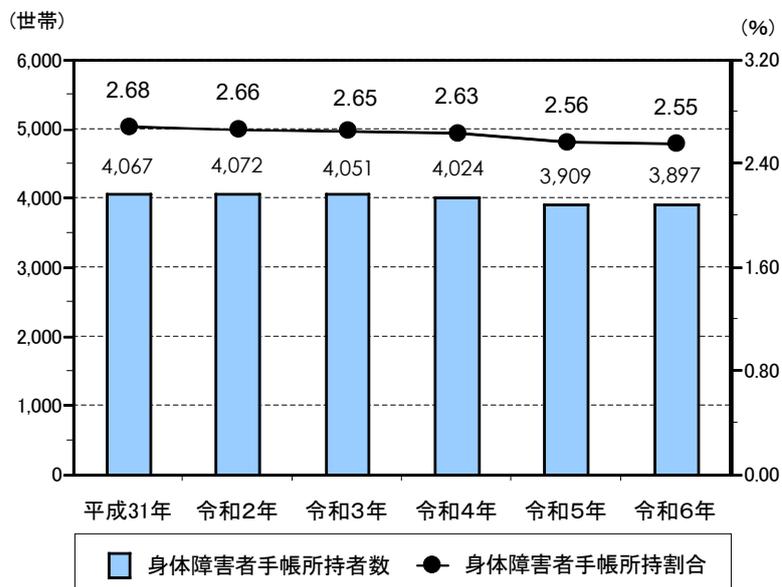
資料：愛知県人口動態統計、刈谷市

(5)障害のある人の状況

①身体障害のある人

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成31年（2019年）から令和6年（2024年）の間、4,000人前後で推移しており、顕著な変化はみられません。

図2-8 身体障害者手帳所持者の推移

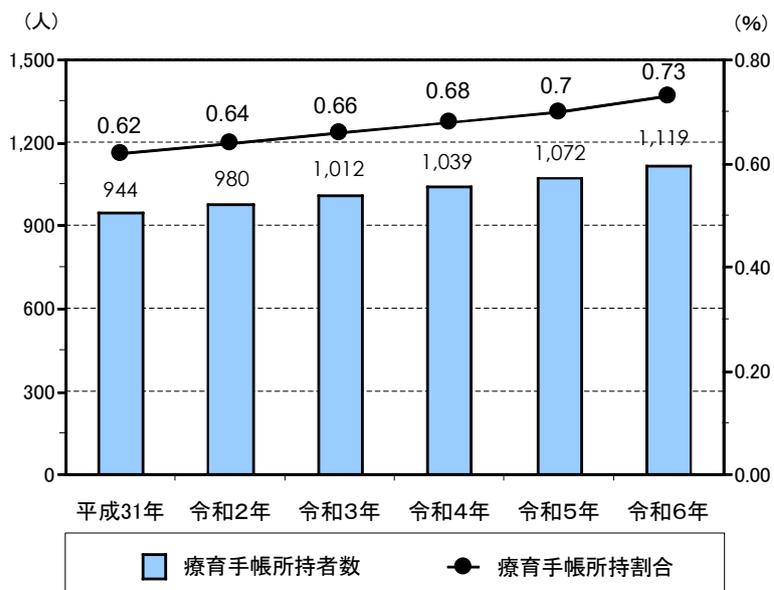


資料：：刈谷市（各年4月1日現在）

②知的障害のある人

本市の療育手帳所持者数は、平成31年（2019年）から令和6年（2024年）の6年で175人の増加となっています。人口に占める割合は0.11ポイント増加しています。

図2-9 療育手帳所持者の推移

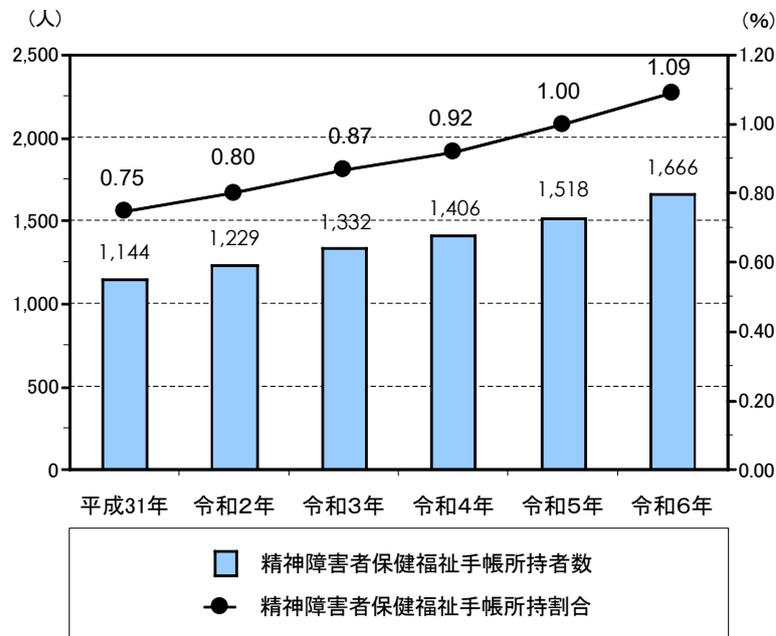


資料：：刈谷市（各年4月1日現在）

③精神障害のある人

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成31年(2019年)から令和6年(2024年)の6年で522人の増加となっています。人口に占める割合は0.34ポイント増加しています。

図2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



資料：：刈谷市（各年4月1日現在）

(6)外国人の状況

本市の外国人住民の人口は、令和3年(2021年)、令和4年(2022年)に減少しましたが、ここ2年は増加しています。国籍別にみるとフィリピン、ベトナムが多く、次いで中国、ブラジルとなっています。

表2-1 外国人住民人口の推移

区分(人)	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
フィリピン	1,166	1,235	1,260	1,230	1,324	1,370
ベトナム	794	976	1,011	1,002	1,116	1,300
中国	1,029	1,002	942	814	797	796
ブラジル	915	855	794	838	808	768
韓国及び朝鮮	328	333	309	293	309	303
インドネシア	146	193	192	153	187	240
ネパール	72	84	88	87	137	158
スリランカ	36	44	60	85	98	117
タイ	74	69	75	78	85	105
その他	88	78	77	58	74	89
外国人住民人口(人)	4,955	5,199	5,126	4,947	5,250	5,595
人口に占める割合(%)	3.26	3.40	3.36	3.24	3.44	3.66

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(7)被保護世帯の状況

本市の被保護世帯数（生活保護受給世帯）は、平成31年（2019年）以降500世帯前後で推移しています。被保護率は4.00%（パーミル）程度で推移しています。

表2-2 被保護世帯数及び被保護率の推移

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
被保護世帯数(世帯)	496	501	503	524	536	528
高齢世帯	250	249	262	274	284	280
母子世帯	18	18	15	18	12	13
傷病・障害世帯	151	151	142	137	141	131
その他の世帯	77	83	84	95	99	104
被保護人員(人)	608	623	611	635	648	631
人口(人)	151,981	152,823	152,673	152,751	152,428	152,682
被保護率(%)	4.00	4.08	4.00	4.16	4.25	4.13

資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

(8)地域団体などの状況

本市の自治会の加入割合をみると、平成31年（2019年）以降は6割台で推移していますが、徐々に減少している傾向があります。

子ども会は、平成31年（2019年）から令和6年（2024年）の6年で会数が約4割減少しており、加入割合も32.0%から16.5%と15.5ポイントの大きな減少となっています。

いきいきクラブについては、平成31年（2019年）から令和6年（2024年）までの6年で、会数、会員数とも減少となっています。

表2-3 地域団体などの状況の推移

区分		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自治会	会数	23	23	23	23	23	23
	世帯数(世帯)	43,621	43,243	43,814	43,551	42,487	42,390
	加入割合(%)	65.9	64.4	64.8	63.9	62.1	61.2
子ども会	会数	76	71	65	52	49	46
	会員数(人)	2,757	2,436	2,092	1,563	1,611	1,443
	加入割合(%)	32.0	27.5	23.6	17.6	18.1	16.5
いきいきクラブ	会数	55	55	54	53	52	52
	会員数(人)	6,972	6,741	6,363	5,958	5,508	5,260
	加入割合(%)	18.7	17.9	16.7	15.4	14.1	13.3
人口(人)		151,981	152,823	152,673	152,751	152,428	152,682
世帯数(世帯)		66,199	67,179	67,631	68,102	68,431	69,209

(注)：子ども会の数値は、刈谷市子ども会育成連絡協議会加入の数値です。

資料：刈谷市（各年4月1日現在）

(9) ボランティア団体、NPO法人の状況

刈谷市民ボランティア活動センターに登録のある団体数は、令和6年(2024年)3月31日現在556団体、個人登録は153人となっています。

表2-4 市民ボランティア活動センター登録者(団体・個人)の推移

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
団体数(団体)	526	537	543	547	553	556
個人(人)	217	230	166	164	152	153

資料：刈谷市(各年3月31日現在)

本市に主たる事業所を置く特定非営利活動法人(NPO法人)数は、令和6年(2024年)3月31日現在26法人です。法人数に顕著な変化はみられません。

表2-5 特定非営利法人(NPO法人)数の推移

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
愛知県(法人)	1,137	1,117	1,111	1,130	1,117	1,113
刈谷市(法人)	27	26	25	26	27	26

資料：刈谷市(各年3月31日現在)

市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録のある団体数は、令和6年(2024年)3月31日現在137団体、個人登録は11人となっています。

表2-6 市社会福祉協議会ボランティアセンター登録者(団体・個人)数の推移

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
団体数(団体)	147	144	141	141	142	137
個人(人)	32	9	6	7	7	11

資料：刈谷市社会福祉協議会(各年3月31日現在)

2-2 各調査結果及び第4次計画の振り返り

ここでは、第5次計画の策定にあたり実施した市民意識調査、団体ヒアリング調査、住民参加型会議の結果及び第4次計画の振り返りから、今後の地域福祉に関する課題を抽出します。

(1) 市民意識調査

① 調査の概要

ア. 調査対象と調査票の配布・回収状況

調査の種類（調査対象）	配布数	有効回収数	有効回収率
市民調査（18歳以上の市民）	2,500	1,500	60.0%
若年者調査（15～17歳の市民）	1,000	547	54.7%
自治会長、民生委員・児童委員調査	自治会長 23 民生委員・児童委員 161	176	95.7%

イ. 調査期間

○令和5年10月19日（木）～11月7日（火）

② 市民意識調査からみえる今後の地域福祉推進への課題

ア. 近隣関係の希薄化への対応

「あいさつをする程度」の比較的軽い近所づきあいを望む市民が経年的には増加する傾向にあり、地域のつながりの強さについても、『強い』よりも『弱い』との評価が増加しています。その一方で、『近所づきあいをしたくない』という意見は少数であり、「あいさつや世間話をするなど、近隣関係は良好である」と考える市民が多数を占めています。

支え合い・助け合いの地域社会を目指していく上で、近隣関係が希薄化していくことは課題であり、その対応策を検討していく必要があります。

図2-11 近所づきあいの程度 【市民（18歳以上）】

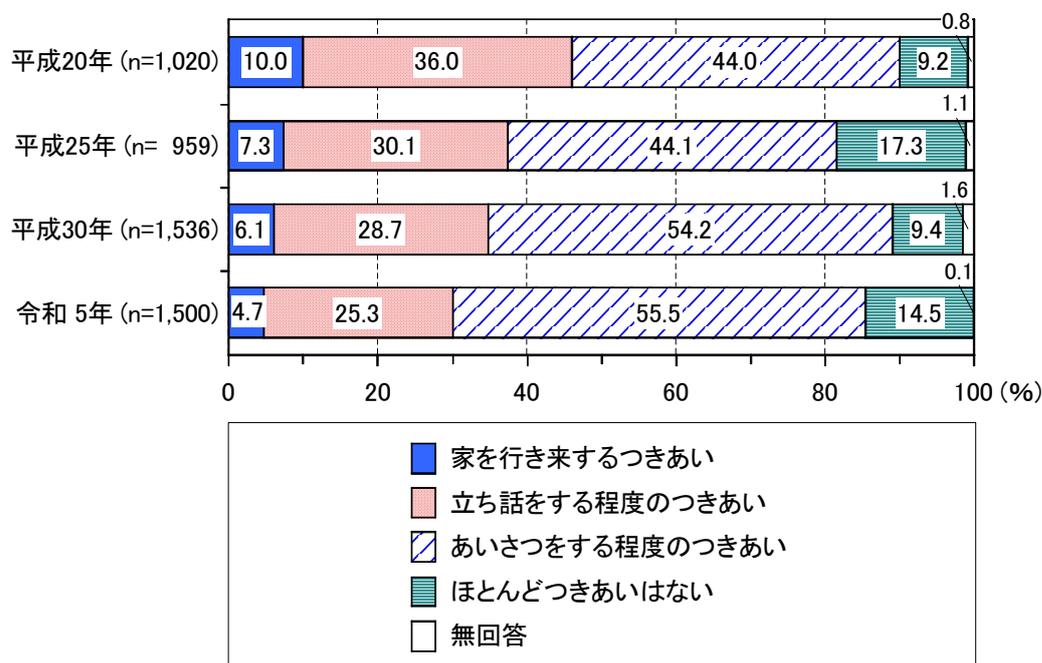


図2-12 地域のつながりの強さ 【市民（18歳以上）】

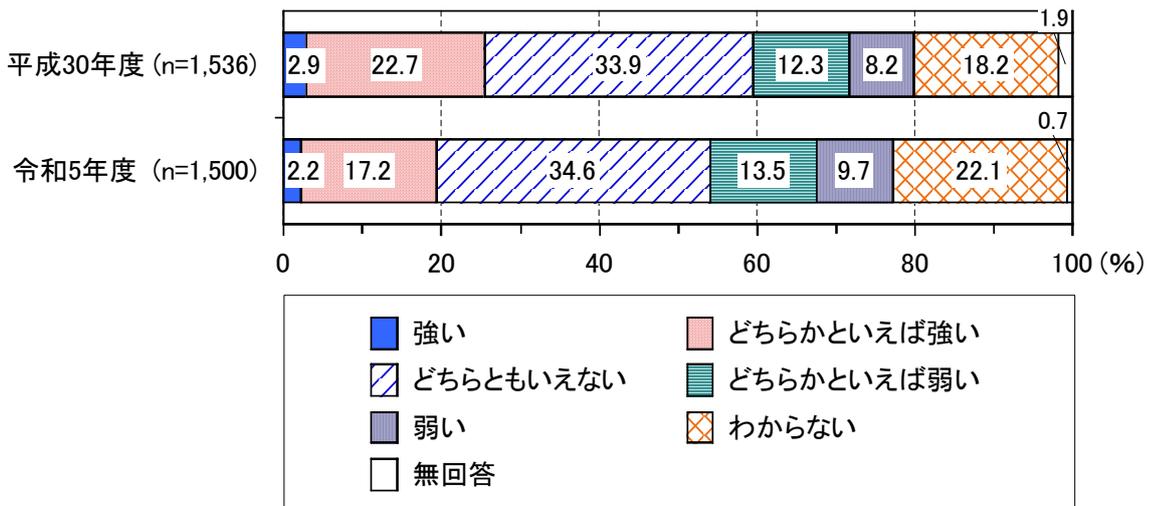
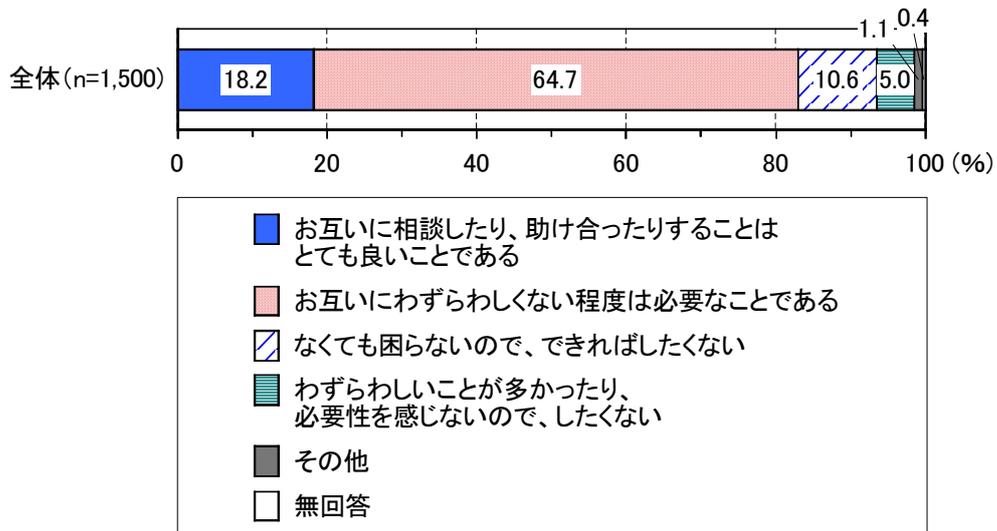


図2-13 近所づきあいに対する考え 【市民（18歳以上）】



イ. 住民同士の交流と助け合いへの関心の低下

地域・周辺的环境に関する項目の中で、「子どもから高齢者まで住民間の交流は活発である」、「地域での助け合いに関心のある人が多い」、「住民が気軽に集える場所がある」については『そう思わない（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の計）』が多数を占めています。

また、地域福祉の推進のために必要な取り組みとして、市民の約3割が「市民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」を期待しています。

地域における住民同士の交流の場所・機会を増やすこと、あわせて地域での助け合いへの関心を高めることについて検討していくことが必要です。

図2-14 地域や周辺的环境 【市民（18歳以上）】

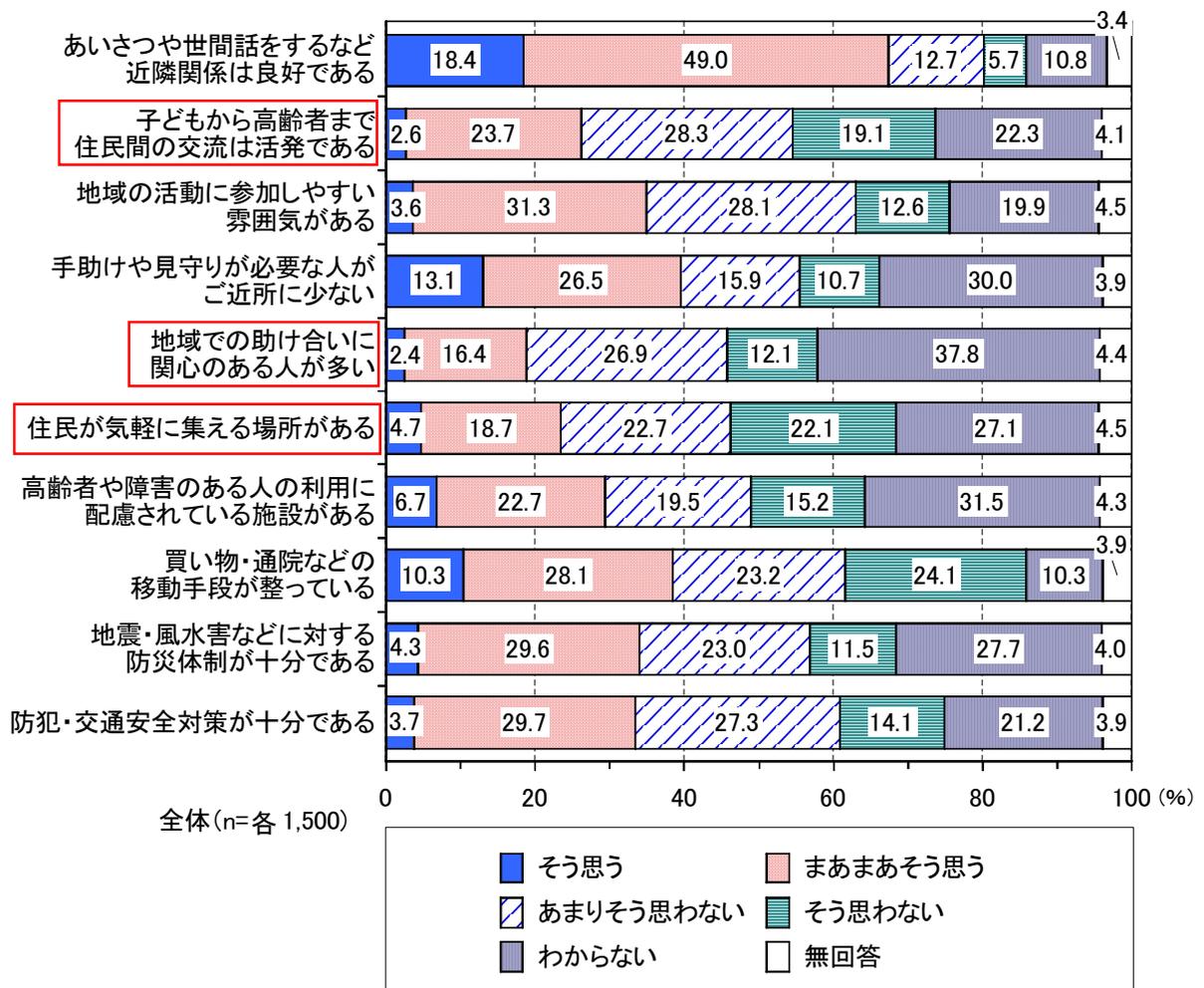
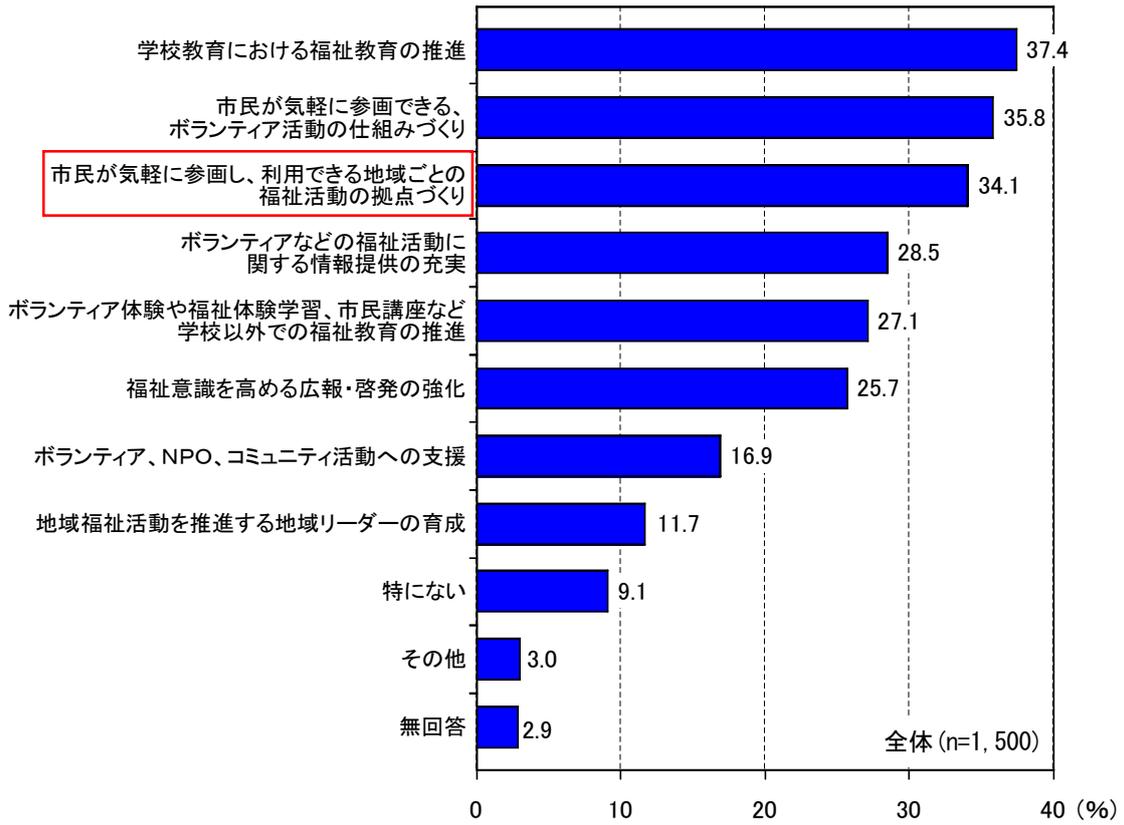


図2-15 地域福祉を推進するために必要なもの -複数回答- 【市民(18歳以上)】



ウ. 地域生活課題を抱える人への対応

「認知症の人」、「老老介護・認認介護」、「ひきこもり」などといった、何らかの地域生活課題を抱える人について、自治会長、民生委員・児童委員の約9割が、「見聞きしたことがある」と回答しているのに対して、市民の約6割は「見聞きしたことがない」と回答しています。地域のつながりや近隣の方への関心が薄れていることにより、身近で困っている人や課題が見えにくくなっています。

こうした地域で困難を抱える人を適切に把握し、専門機関を含む多様な社会資源との連携を深めながら、その解決を図るための対応策を検討していくことが必要です。

図2-16 地域で困難を抱える人の把握 -複数回答- 【市民（18歳以上）】

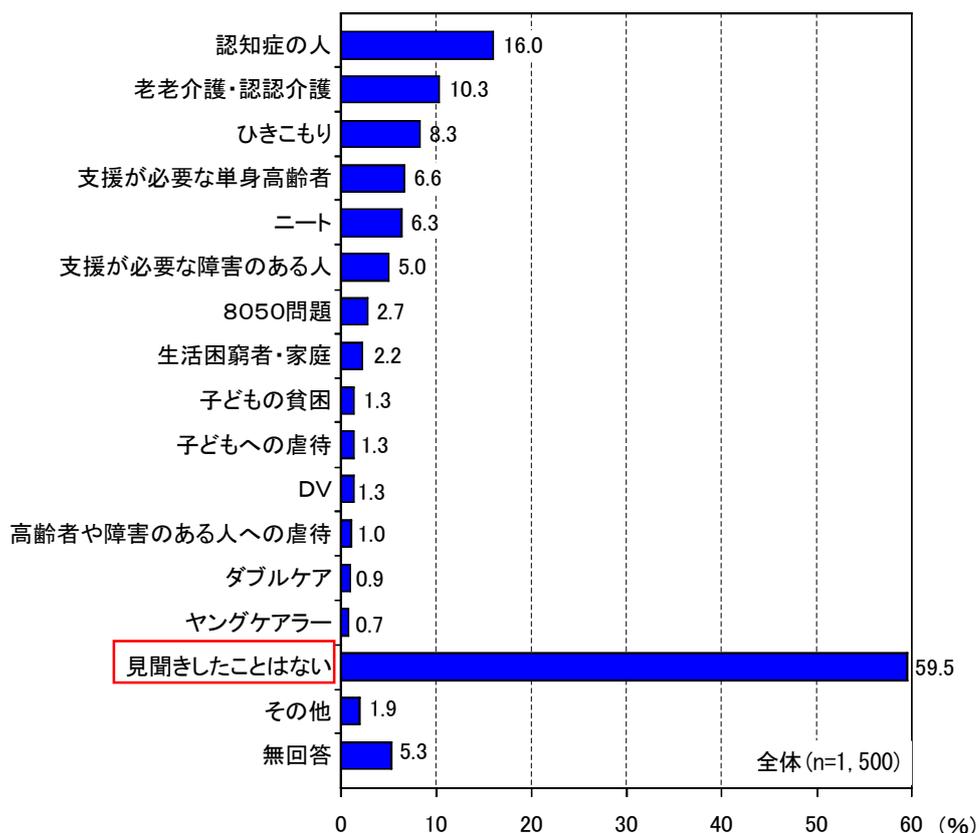


図2-17 地域で生活課題を抱える人 -複数回答- 【自治会長】

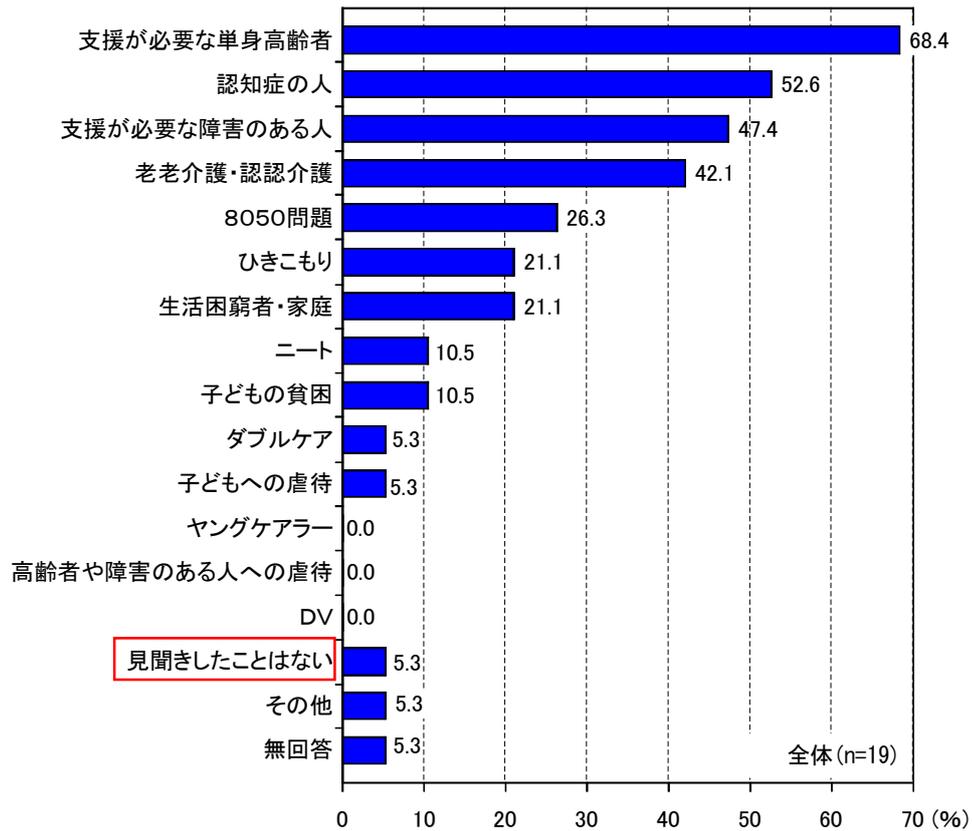
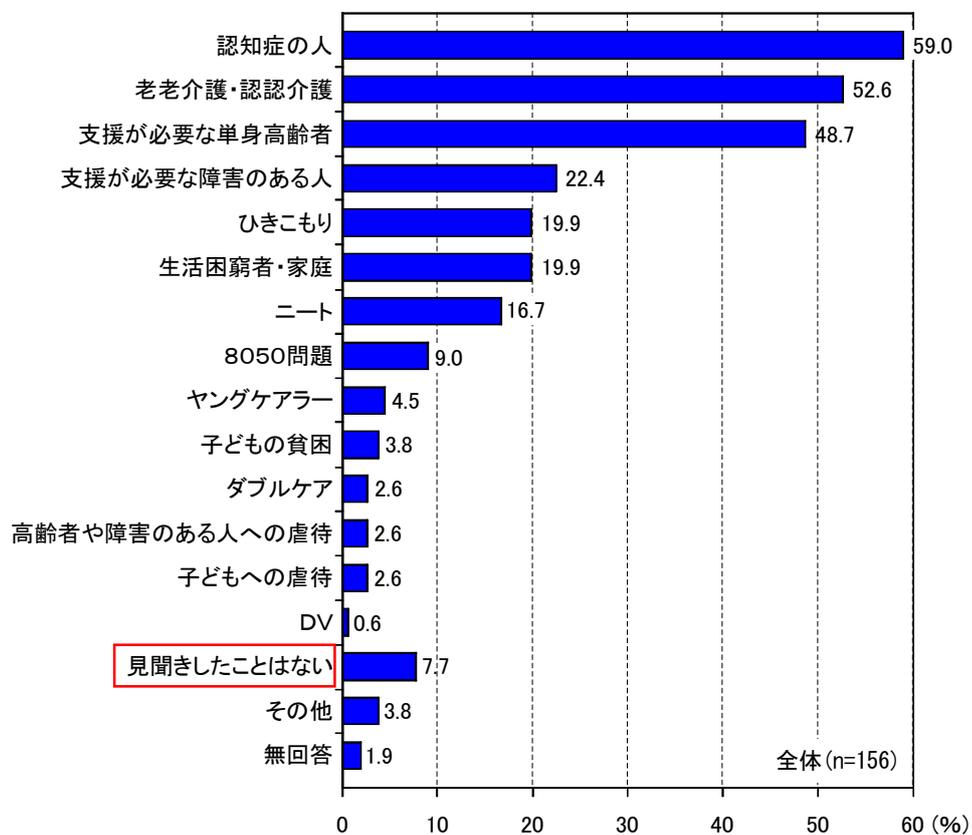


図2-18 地域で生活課題を抱える人 -複数回答- 【民生委員・児童委員】



エ. ボランティア・地域活動への参加意欲と現状のギャップ

ボランティア活動や地域の支え合い活動に『参加している』市民は、約1割にとどまっていますが、今後、『参加したい』とする市民は約6割を占めています。このことから、条件が合えばボランティア活動などに参加したいと思う市民が多くいることがわかります。

また、地域福祉の推進のために必要な取り組みとして、「市民が気軽に参画できるボランティア活動の仕組みづくり」や「ボランティアなどの福祉活動に関する情報提供の充実」を期待する市民が約3割います。

ボランティア活動などに参加している人と参加したい人のギャップを解消するために、啓発や活動の仕組みづくりなど、活動参加につながる方策を検討していくことが必要です。

図2-19 ボランティア活動の参加状況 【市民（18歳以上）】

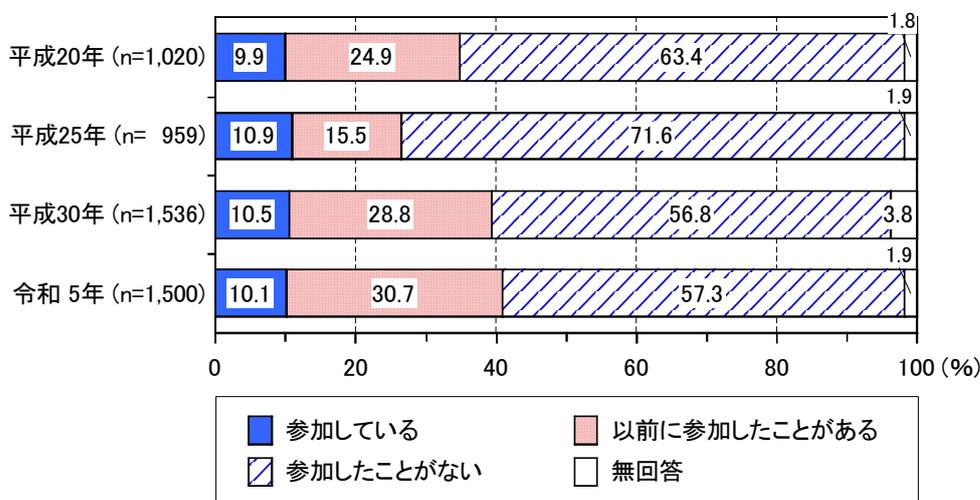


図2-20 ボランティア活動の参加意向 【市民（18歳以上）】

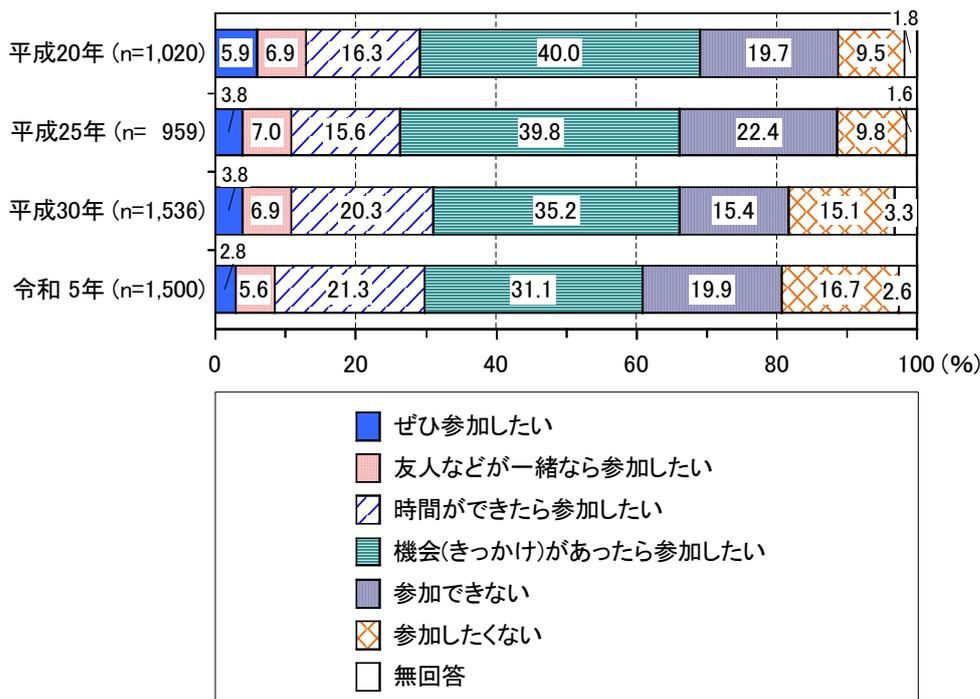
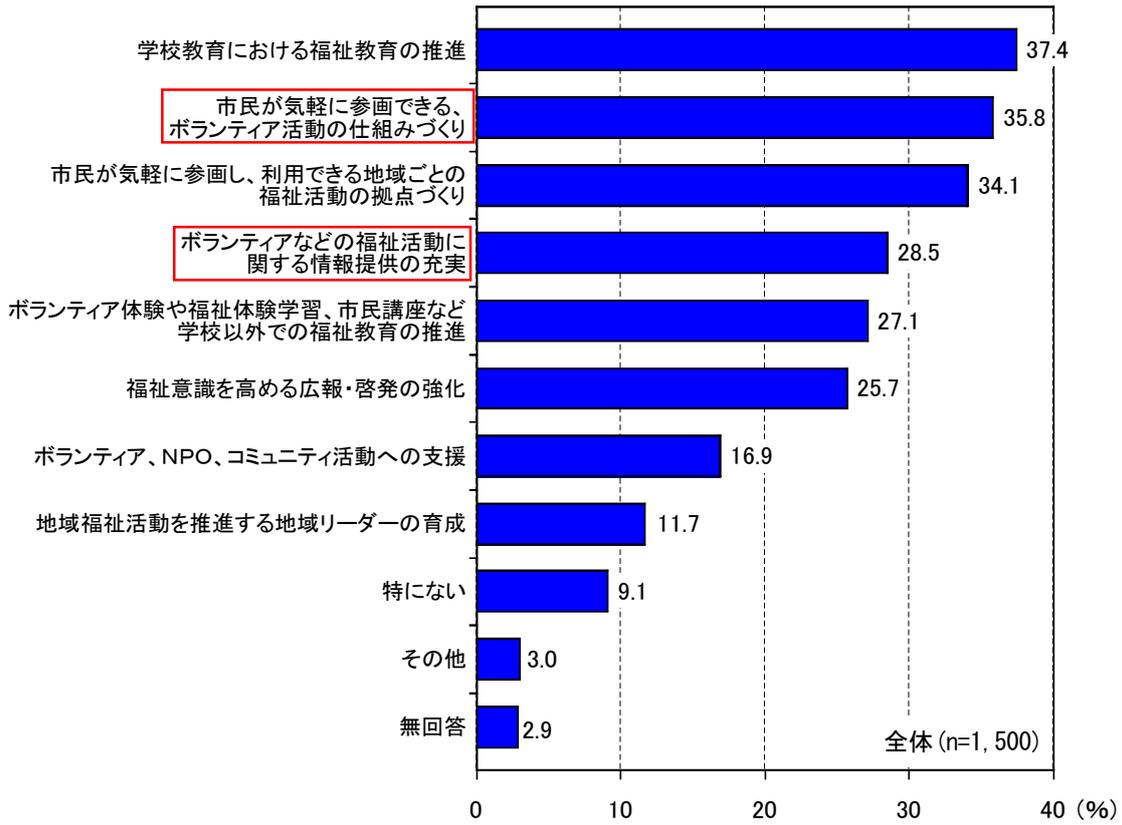


図2-21 [再掲] 地域福祉を推進するために必要なもの -複数回答- 【市民(18歳以上)】



オ. 福祉教育の推進

若年者（15歳～17歳）では、8割以上が福祉教育を受けた経験があり、多くが「体験を通じた障害者理解」や「障害のある人との交流」などの学校を通じて行われる障害者理解に関する福祉教育により、「福祉に関する意識が変わった」と回答していると推察できます。

また、今後の地域福祉の推進のために必要な取り組みとして、「学校教育における福祉教育の推進」や「ボランティア体験や福祉体験学習、市民講座など学校以外での福祉教育の推進」に多くの回答が寄せられ、地域福祉に関する福祉教育の充実が求められています。

学校を通じて行われる福祉教育について、障害者理解に関する内容だけではなく、地域福祉全体をテーマとするとともに、市民講座など学校以外での福祉教育の推進をしていくことが必要です。

図2-22 福祉教育を受けた経験の有無 【若年者(15歳～17歳)】

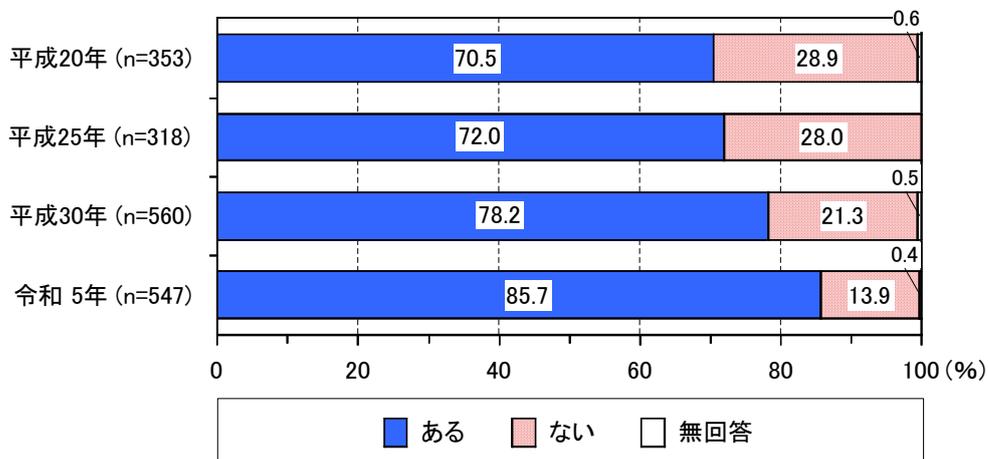


図2-23 福祉教育を受けた後の意識の変容 【若年者(15歳～17歳)】

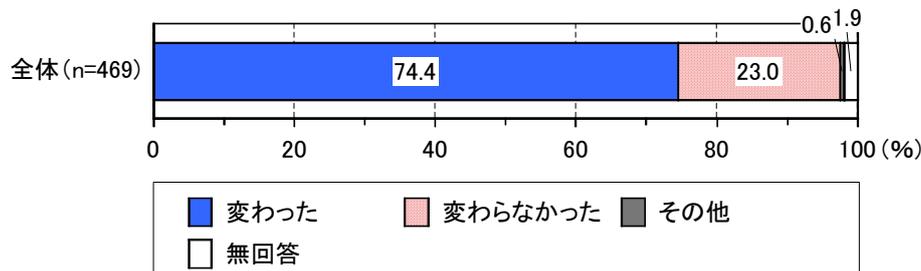


図2-24 福祉への意識を変えた福祉教育の内容 -複数回答- 【若年者(15歳~17歳)】

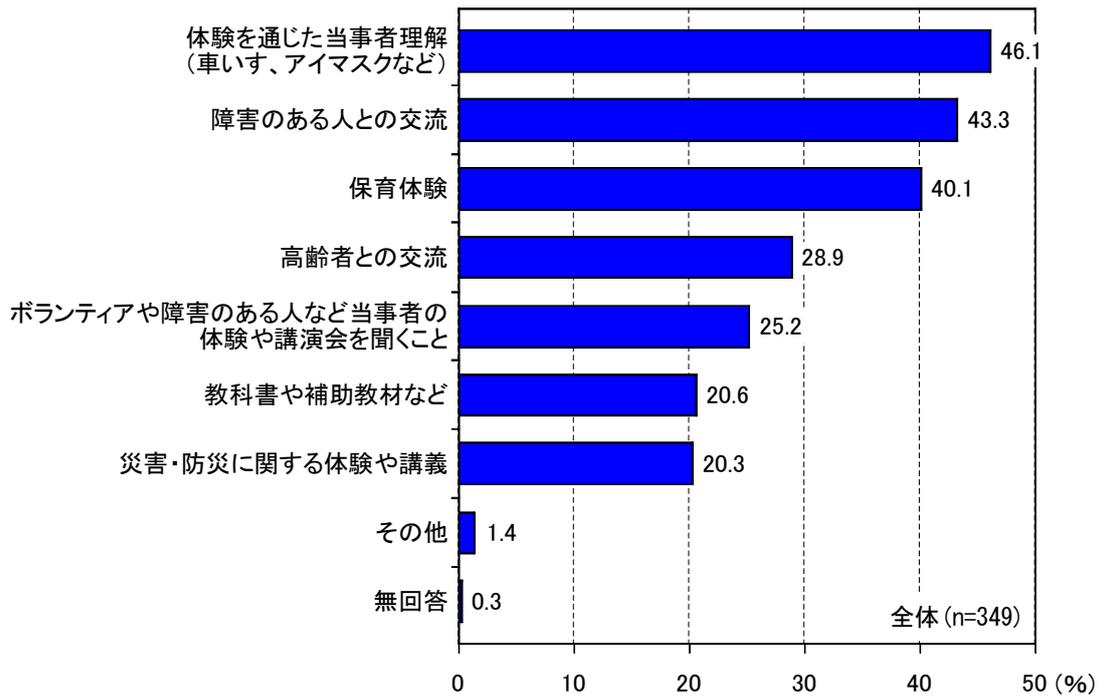
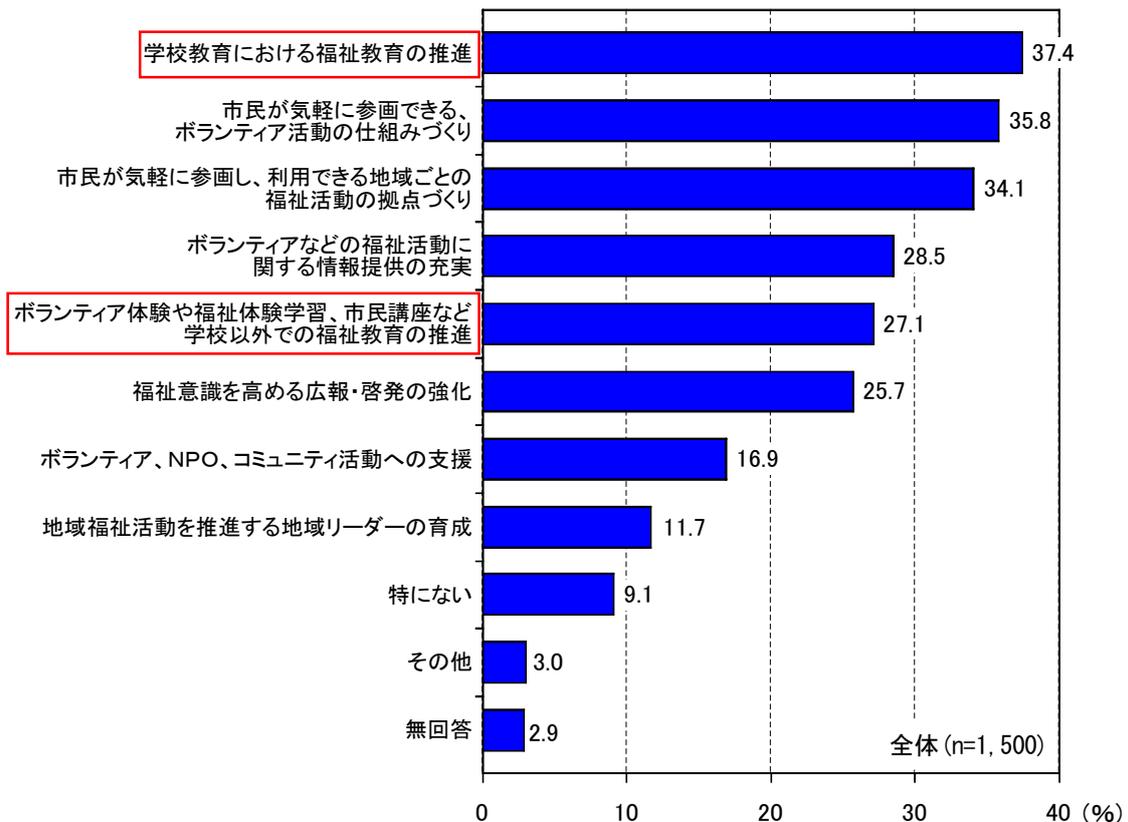


図2-25 【再掲】地域福祉を推進するために必要なもの -複数回答- 【市民(18歳以上)】



カ. 地域防災活動の周知と充実

地域の自主防災組織の認知度は約5割、避難行動要支援者の認知度は約4割にとどまっています。

また、災害に備えて日頃からあればよいと考える取り組みのうち、避難の際に手助けが必要な人の把握については、約2割の市民が必要な取り組みではあるが、個人では取り組めないと回答しています。

地域の自主防災組織などの活動を周知するとともに、避難行動要支援者への対策を地域全体の活動として取り組んでいくことが必要です。

図2-26 自主防災組織の認知度 【市民（18歳以上）】

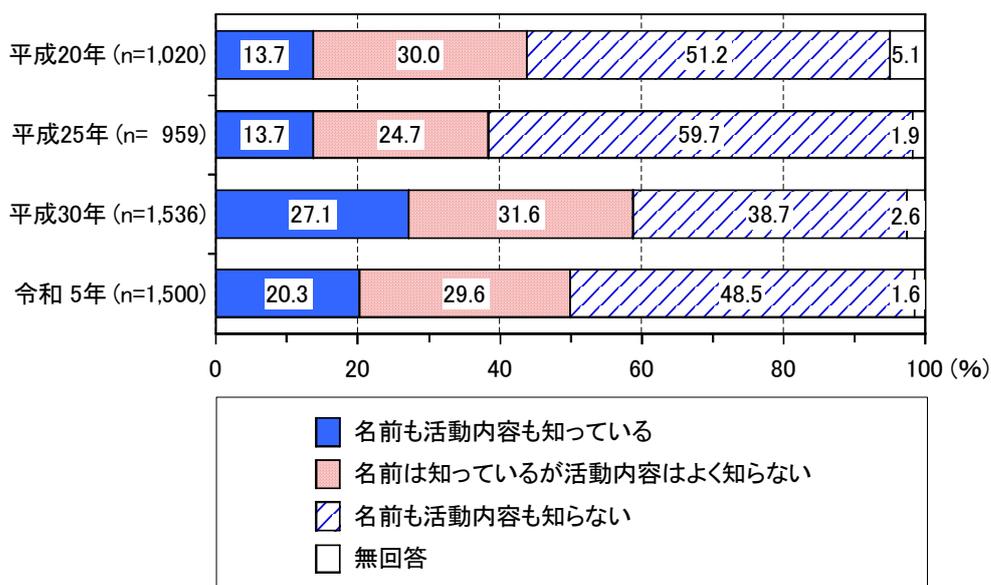


図2-27 避難行動要支援者の認知度 【市民（18歳以上）】

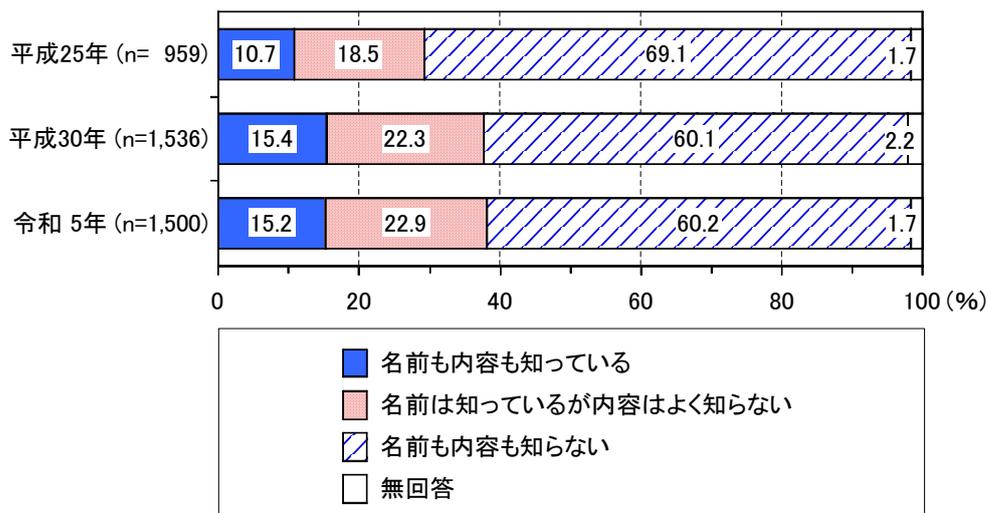
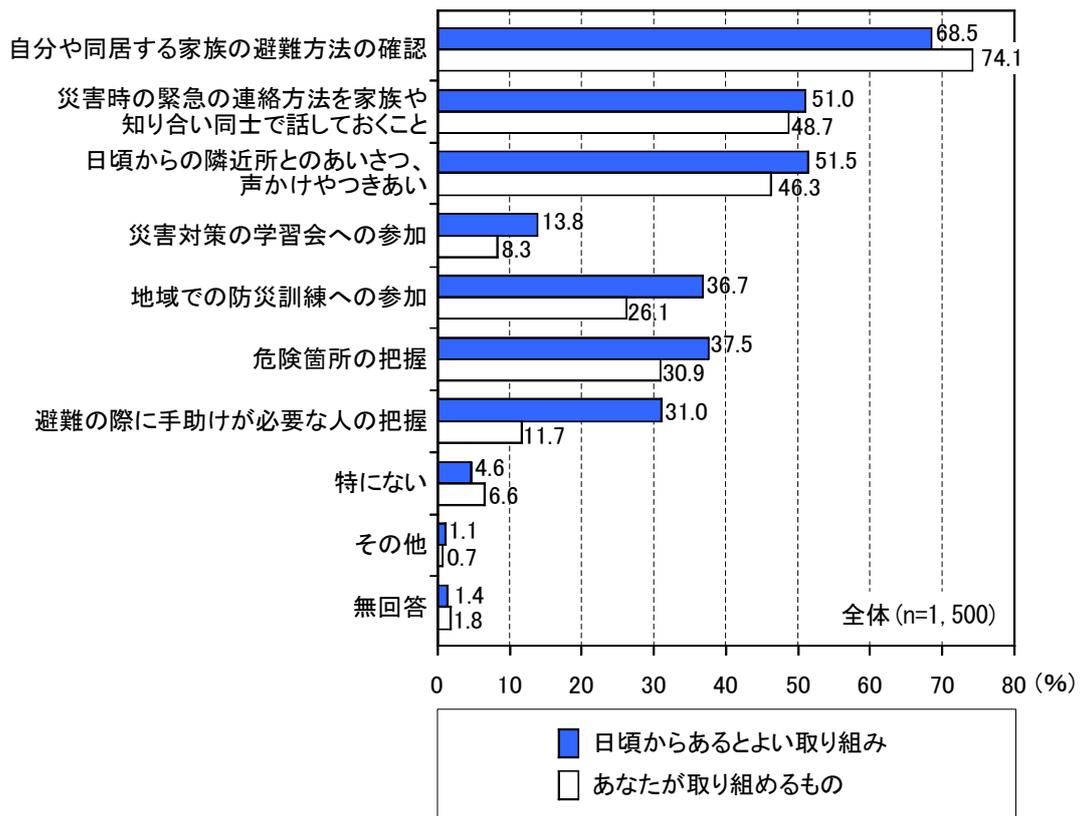


図2-28 地域や自身で取り組める防災活動 -複数回答- 【市民(18歳以上)】



キ. 社会福祉協議会、地区社会福祉協議会（地区社協）及び福祉委員会活動の周知と充実

社会福祉協議会、地区社協及び福祉委員会の認知度については、それぞれ約1割となっており、まだまだ広く市民に知られる存在とはなっていません。

また、身近な地域での支え合いを推進していくための福祉委員会が未設立の地区もあります。

支え合い・助け合いの地域福祉活動を推進していく上で、社会福祉協議会、地区社協及び福祉委員会の活動についての周知と充実を着実に進めていくことが必要です。

図2-29 社会福祉協議会の認知度 【市民（18歳以上）】

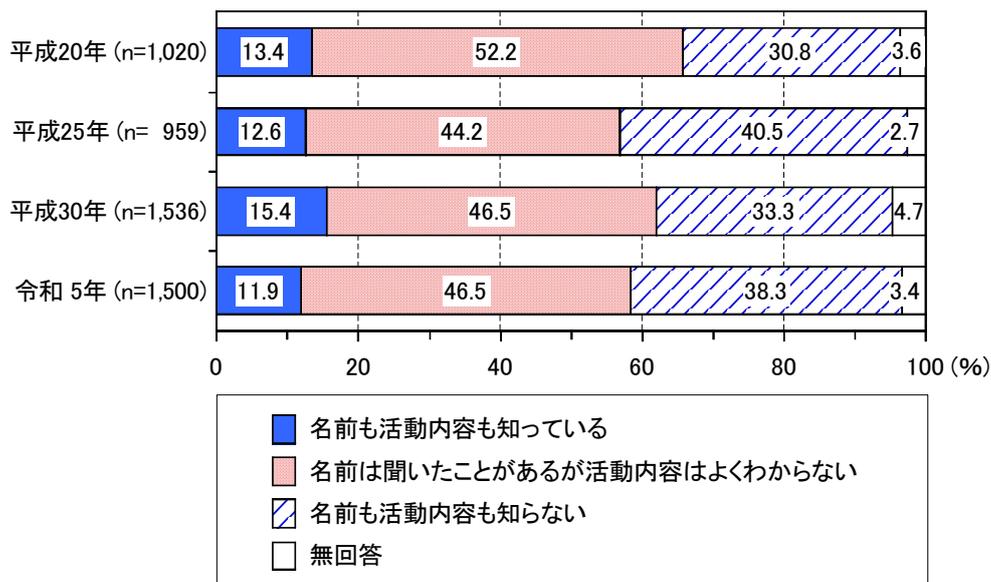
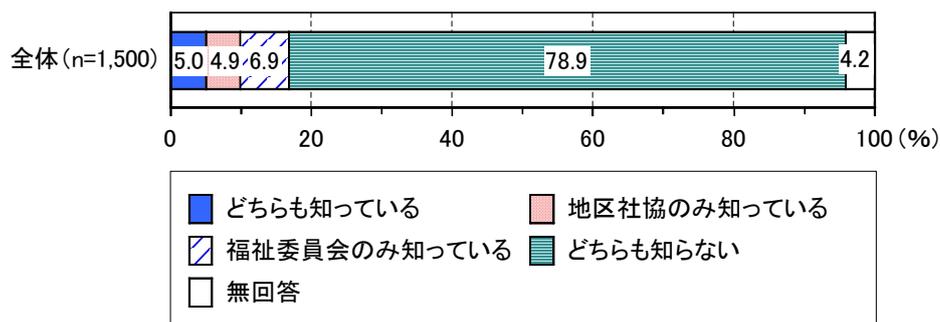


図2-30 地区社会福祉協議会（地区社協）及び福祉委員会の認知度 【市民（18歳以上）】



(2) 団体ヒアリング調査

① 調査の概要

ア. 調査対象

○市内で活動している各種ボランティア団体、NPO法人、関係機関などから抽出した35団体。分野は、障害（5団体）、子育て（4団体）、学習支援（1団体）、高齢（13団体）、防災（4団体）、多文化共生（2団体）、事業所（3団体）、その他（3団体）の8分野。

イ. 調査方法

○郵送により調査シートを配布・回収する方法で実施。また、「その他」を除く7分野から1～2団体を抽出し面談による聞き取り調査を実施しました。
○追加調査として、中学校のボランティア活動を行うグループ（2団体）からも聞き取り調査を実施しました。

ウ. 調査期間

○調査シートによる調査：令和5年10月20日（金）～11月10日（金）
○聞き取り調査：令和5年11月29日（水）～12月26日（火）

② 団体ヒアリング調査からみえる今後の地域福祉推進への課題

ア. 団体活動の担い手（人材）の確保と育成

活動を行う上で困っていることとして、多くの団体が、「新規メンバーが入らない」、「若い担い手の不足」、「メンバーの高齢化」、「後継者がいない」ことを課題としてあげています。

各団体の組織・活動を持続していくため、担い手（人材）の確保と育成が大きな課題となっています。

イ. 地域住民が抱える課題への対応

団体が活動を通じて感じる地域の課題としては、障害のある人や外国人住民などに対する理解不足、活動場所の確保、世代間交流の減少、支援が必要な人の支援体制整備の遅れなど、実に様々な地域課題が存在しています。

なかでも、多くの団体から高齢者の交通手段・移動手段の確保が大きな課題となっていること、ひとり暮らし高齢者、社会から孤立した高齢者が増加していることについて意見が寄せられました。

こうした地域課題それぞれに対して、専門機関、活動団体などとも連携しつつ、課題解決へと結びつけていくことができるよう、地域活動の充実を図っていくことが必要です。

ウ. 団体同士の理解促進と連携強化

地域福祉に関係する多くの活動団体は、自治会や社会福祉協議会をはじめとせず多くの団体と連携した取り組みを展開しています。今後も他の分野の団体などとの連携を図っていきたいとの意見が多く寄せられています。

団体同士の連携にあたっては、連携のきっかけがない、連携先をよく知らない、共通の意識・認識を持つことが必要であるといった意見があります。団体活動の活性化や充実につなげていくため、団体同士の相互理解を深める機会を増やし、連携強化を図っていくことが必要です。

表2-7 現在連携している団体等

連携している団体等	件数	連携している団体等	件数
1 自治会	21	17 PTA	1
2 いきいきクラブ（老人クラブ）	12	18 公民館	18
3 女性の会	6	19 地域包括支援センター	16
4 子ども会	3	20 子育て支援センター	7
5 ボランティア団体	20	21 民生委員・児童委員	16
6 NPO法人	19	22 更生保護団体	4
7 企業	14	23 赤十字奉仕団	7
8 商工会議所	4	24 自主防災組織	7
9 高齢者施設	13	25 警察・消防	12
10 障害者施設	16	26 弁護士・司法書士	5
11 医療施設	13	27 特になし	1
12 社会福祉協議会	25	28 その他	8
13 地区社会福祉協議会	10	市役所2、保健センター、	
14 福祉委員会	8	ハローワーク等の就労支援機関	
15 保育園・乳児園・幼稚園	8	サロン活動団体、国際交流協会、	
16 小・中学校、高校、大学	17	刑事施設、保健所	

表2-8 今後連携していきたい団体等

連携していきたい団体等	連携していきたい団体等
1 自治会	8 福祉委員会
2 子ども会	9 PTA
3 ボランティア団体	10 公民館
4 NPO法人	11 民生委員・児童委員
5 企業	12 赤十字奉仕団
6 商工会議所	13 警察・消防
7 地区社会福祉協議会	14 その他（JR・名鉄、JA）

工. 複雑かつ複合的な地域生活課題の解決に向けた包括的支援体制の構築

地域福祉を担う専門機関からは、支援ニーズが複雑化・複合化していること、その対応には人員（量）・専門人材（質）が必要となっていること、さらに関係する団体・組織間の調整が必要になっていることなどの意見が寄せられました。

これらの複雑かつ複合的な事案に対して、行政をはじめとした多様な専門機関が連携した包括的支援体制の構築が求められています。

オ. 新たな視点からのボランティアへの社会的気運づくり

今回ヒアリングを実施した中学校では、地域課題の解決に向けて生徒たち自らが企画・実施した防災啓発、河川清掃といった活動を通じて、地域との関わりを持ち、地域・人とのつながりづくりの必要性を学んでいました。また、企業では、「社員のやりたい」と「地域のニーズ」をつなぐことを会社の業務として展開し、結果として刈谷市内で20数チームが地域課題解決に向けたボランティア活動（業務外活動）を展開しています。

現在の活動における課題として、参加者不足や固定化、周知方法、ニーズの把握、他分野との連携などがあげられていましたが、様々なところでのボランティア活動を促進することによって、地域社会におけるボランティア活動を活発化すること、活動希望者を掘り起こし、活動参加を促すことが期待できます。ボランティアへの社会的気運を高め、実際の活動へとつなげていくため、ボランティアに関する啓発活動を行うとともに、ボランティアの「やりたい」を受け入れる地域体制づくりを検討していく必要があります。

(3)住民参加型会議

①住民参加型会議の概要

ア. 住民参加型会議実施の目的

○各地区（北部、中部、南部）において、10年後を見据えた地域福祉の将来像並びにそれを実現するための取り組みを検討するワークショップ形式の地域会議を開催しました。

イ. 参加者

○市内3地区の自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員会の役員など。

ウ. 開催日と参加人数

地区	北部	中部	南部
日時	12月15日（金） 15:00～	12月12日（火） 10:00～	12月7日（木） 15:00～
場所	富士松市民センター 第1研修室	刈谷市役所 503会議室	南部生涯学習センター 研修室1B
参加人数 [グループ数]	22名 [4グループ]	16名 [3グループ]	10名 [2グループ]

②開催結果の概要

ア. 北部地区

北部地区では、子どもが少なくなっている、ひとり暮らし高齢者などが多くなり、見守りや緊急時の対応が必要、地域のつながりが少ない、地域の活動や行事の担い手がいないため、継続できなくなることなどの不安が多くあげられました。

その対応策としては、あいさつや声かけを通じて顔の見える関係づくり、少ない労力で効果的に行う行事などの見直しで役員の負担軽減を図る、地域の人や子どもと高齢者の交流などが提案されました。

地域での取り組みは、「楽しい」をキーワードに、気軽に集まれる機会や場所の創出、ICTを活用した情報発信を続けることで、地域に関心を持ってもらい、若い世代や高齢者が安心できる・活躍できる・つながれる元気な地域にしていこうという提案がありました。

さらに、近隣の大学や企業との連携による地域活動の活発化も提案されました。

イ. 中部地区

中部地区では、マンションが増えて住んでいる人がわからない、自治会、子ども会の加入者が減っている、他人との関わりを嫌がる人が増えた、といった地域のつながりの希薄化を心配する意見が多く上がる中で、「幸せ実感、ともに笑顔全開」で暮らせる地域にしたいという意見が出ました。

そのためには、「互近助」として、自分から隣の人に声をかける、その隣人は、さらに隣の人に声をかける、さらに隣の人へ、と身近な人にみんなが声をかけることにより、つながりをつくろうという活動が地域で進められており、それを中部地区全体でやってはどうかという提案がありました。

また、「防災は福祉」として、日頃の減災・防災活動を進めることは、要配慮者への支援につながることから、若者から高齢者までを巻き込んで取り組んでいきたいという提案がありました。

さらに、高齢化の進展により、認知症の人の増加、通院の不安などがあげられ、その対策として、高齢者同士の交流や生活改善による認知症の発症の減少や健康の維持が期待されています。

ウ. 南部地区

南部地区では、高齢者が多くなっていることで、高齢者のひきこもりや孤立への心配の声があげられています。その解決策として、日頃の声かけやサロン、趣味の会、イベントなどの楽しみを中心にしたつながりづくりが提案されました。

また、交通の便が悪いため、スーパーが近くにないので買い物に困る、通院が大変といった意見が出され、交通手段の充実やネットスーパーなどのデジタル技術の活用が提案されました。

定年の延長や若い世代の共働きの増加などにより、従来の地域活動の役員や担い手がないことで、地域の活動の存続を不安視する意見があげられました。それに対しては、趣味や生きがいづくりなどを地域デビューのきっかけにして、「参加者」から「担い手」、そして「リーダー」になってほしい、地域みんなが「自分のまちを最高だ」と思えるまちにする、「地域に恩返し」したいと思う住民を増やす必要があるという意見が出ました。

さらに、子どもたちの活動を大人が支援する、子どもと高齢者が交流する、中学生のボランティア精神をいかして活動してもらうなど、子どもの活動を促し、交流を図ることが提案されました。

住民参加型会議の様子を挿入予定

③住民参加型会議からみえる今後の地域福祉推進への課題

ア. 人と人とのふれあいづくり、地域の絆の再生

顔を合わせる機会がない、話をする機会がない、集合住宅が増えて地域とのつながりが希薄化している、自分の生活に精一杯で他人のことに無関心になっている、他人との関係を嫌がる人が増えている、地域住民の地域に対する関心が低下しているなど、地域住民のつながりが薄れていることを不安視する意見が多く寄せられました。

地域福祉活動を進めていく上では、顔の見える関係づくりは不可欠です。そのため、まずは日頃からお隣同士で“あいさつ”や“声かけ”をしていきながら、誰もが参加できる地域の行事の開催や居場所づくりにより、顔の見える関係からお互いが支え合える関係を構築していけるようふれあい・つながりづくりを進め、地域の絆の再生に取り組んでいくことが必要です。

イ. 自治会など地域組織・活動の継続性の確保

自治会はもとより地域活動を支えてきたいいききクラブや子ども会といった地域組織・団体における役員の高齢化、後継者不足、未加入者の増加などが顕著となっており、組織・団体そのものの存続を危惧する意見が多くみられました。

これらの地域組織・団体の活動を継続していけるよう、活動のスリム化やICT活用による効率化、NPOや企業など地域の多様な人や組織との連携強化などにより組織体制、活動の見直しを行うことが必要です。

ウ. 生活課題を抱える人を適切な支援につなぐ仕組みづくり

高齢化の進展とともに、今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が予想されていますが、住民参加型会議の意見からも、高齢者が外に出ない、高齢者の居場所がない、8050問題、老老介護、いわゆる買い物難民が増加しているなど、様々な生活課題を抱えた人や世帯が増加し、それが地域の問題としても顕在化している様子がうかがえます。また、高齢者に限らず、子育て世帯や障害者が地域社会の中で孤立することが不安であるとの意見もみられました。

こうした地域で生活課題を抱える人を発見し、専門機関などによる相談などによりしっかりとつなげていくことが必要です。専門機関などとの連携のもとで、地域もその一員となって、こうした人や世帯を適切な支援へとつなげていける仕組みづくりに関わっていくことが必要です。

エ. 災害時を想定した支援が必要な人への支援体制の整備

大地震などの災害、水害、浸水被害の恐れがある地域が多い、個人情報への制約があり災害時に手助けできるかわからない、地域の防災意識が低下しているといった意見が寄せられました。

災害時には、自主防災組織を中心として地域全体で助け合わなければなりません。防災意識の醸成を図るとともに、支援が必要な人の把握に努め、日頃からの安否確認や見守り活動などに取り組んでいくことが必要です。

(4) 第4次計画の振り返り

第4次計画で定めた成果指標の達成度については、次のとおりです。

①地域福祉の意識づくり・担い手づくり

「刈谷市の地域福祉が進んだと感じる割合」「ボランティア活動への参加割合」は、新型コロナウイルス感染症に伴う地域活動やボランティア活動の自粛などにより目標値に達成しませんでした。今後は、地域課題の把握と対策を実施するとともに、ボランティア活動や地域福祉活動のさらなる支援が必要です。

「福祉を学んだことがある人の割合」は、目標値を達成しました。

指標項目		基準値 (平成30年)	実績値 (令和5年)	目標値
刈谷市の地域福祉が進んだと感じる割合 (非常に進んだ+やや進んだ)		16.9%	11.8%	21.0%
福祉を学んだことがある人の割合 (若年者)		78.2%	85.7%	83.0%
ボランティア活動への 参加割合	一般市民	10.5%	10.1%	15.0%
	若年者	19.1%	13.0%	24.0%

②支え合いのしくみづくり

「地域のつながりが強いと感じる割合」は、新型コロナウイルス感染症に伴う地域活動の自粛などにより目標値に達成しませんでした。今後は、住民同士が気軽に交流でき、つながりを感じられる場づくりが必要です。

「民生委員・児童委員の認知度」は、新型コロナウイルス感染症に伴う民生委員活動の自粛などにより目標値に達成しませんでした。今後は、活動内容などについてさらなる周知が必要です。

「社会福祉協議会の認知度」は、新型コロナウイルス感染症に伴う事業の中止や地域活動の自粛などにより目標値に達成しませんでした。地域福祉活動を推進する窓口として、さらなる周知が必要です。

指標項目	基準値 (平成30年)	実績値 (令和5年)	目標値
地域のつながりが強いと感じる割合 (強い+どちらかといえば強い)	25.6%	19.4%	30.0%
民生委員・児童委員の認知度	10.2%	7.2%	15.0%
社会福祉協議会の認知度	15.4%	11.9%	20.0%

③安心・安全な福祉のまちづくり

「刈谷市の福祉水準が高いと感じる割合」は、新型コロナウイルス感染症に伴う地域活動の自粛や福祉ニーズの変化などにより目標値に達成しませんでした。今後は、ボランティア活動や地域福祉活動の支援をさらに進めていくとともに、福祉教育の充実を図ることが必要です。

「避難行動要支援者の認知度」「自主防災組織の認知度」は、防災意識の低下により目標値に達成しませんでした。災害発生時の活動が円滑に進められるよう、さらなる周知が必要です。

「地域包括支援センターの認知度」は、基準値から 0.7 ポイント上昇していますが、新型コロナウイルス感染症に伴う地域活動の自粛などにより目標値に達成しませんでした。地域包括支援センターは、高齢者の身近な相談窓口であることから、さらなる周知が必要です。

指標項目	基準値 (平成 30 年)	実績値 (令和 5 年)	目標値
刈谷市の福祉水準が高いと感じる割合 (非常に高い+やや高い)	20.9%	18.6%	25.0%
避難行動要支援者の認知度 (名前も内容も知っている)	15.4%	15.2%	20.0%
地域包括支援センターの認知度 (名前も活動内容も知っている)	16.5%	17.2%	21.0%
自主防災組織の認知度 (名前も活動内容も知っている)	27.1%	20.3%	32.0%

2-3 第5次計画策定にあたっての課題

本市の現状、各調査結果、第4次計画の振り返りから、第5次計画を策定するにあたり課題を次の9つに整理しました。

(1) 地域福祉に関する関心の喚起、福祉教育の充実

地域住民の支え合いを基盤とした地域福祉の大切さについて理解を促し、地域福祉に関する関心を喚起していくため、学校教育における福祉教育の充実はもとより、福祉に関する情報提供、講座など生涯学習の場を通じた福祉教育の充実を図っていく必要があります。

(2) ボランティア活動の活発化

条件が合えばボランティア活動に「参加したい」市民は少なくありません。ボランティアの「やりたい」気持ちを受け止め、楽しく参加できるボランティアを促していくことで、活動希望者を掘り起こし、ボランティア活動を活発化していくことが必要です。

(3) 地域活動の担い手の確保

自治会をはじめとする既存の地域組織・団体の中には担い手不足、高齢化などの理由で存続が難しくなっているところもみられます。これらの組織・団体の活動を継続していけるよう、活動のスリム化や効率化などとあわせて、新たな担い手の確保を進めていく必要があります。

(4) 地域住民のつながりづくり、地域の絆の再生

住民参加型会議では、近隣関係が希薄化していることを不安視する意見が多く寄せられました。住民同士のあいさつや声かけの促進、気軽に交流ができる場の周知などにより、地域住民のつながりづくり、地域の絆の再生に取り組んでいくことが必要です。

(5) 地区社会福祉協議会及び福祉委員会活動についての周知と充実

地区社会福祉協議会（地区社協）及び福祉委員会の活動についての周知を図るとともに活動を支援することで、身近な地域での支え合い活動に取り組む地区を増やすなど活動の充実を図る必要があります。

(6) 地域生活課題を抱える人を適切な支援につなぐ仕組みづくり

様々な生活課題を抱えた人や世帯が増加しています。複雑化・複合化した地域生活課題を抱える人や世帯に対し、専門機関などとの連携のもとで、地域もその一員となつてこうした人や世帯を適切な支援へとつなげていける仕組みをつくる必要があります。

(7) 様々な活動団体の連携促進

地域福祉に関わる組織や団体は、自治会や社会福祉協議会などと連携して取り組みを行っています。さらなる団体活動の活性化や充実のため、様々な活動団体についての理解を深める機会を増やし、他の分野を含めた団体同士の連携を促進していく必要があります。

(8)地域防災力の強化

災害時に自ら避難することが困難な人など支援が必要な人への対応を適切かつ迅速に取り組んでいくためには、地域住民の助け合いが不可欠です。防災意識の醸成を図るとともに、支援が必要な人の把握、日頃からの見守り活動などに取り組むなど、地域の防災力を強化していく必要があります。

(9)包括的支援体制の構築

地域住民の複雑化・複合化した多様な支援ニーズに対応していくため、既存の相談・支援などの取り組みをいかしつつ、行政をはじめとした関連する専門機関・団体が連携した包括的な支援体制を構築する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

3-1 基本理念

近年、地域社会では、少子高齢化・人口減少、生活様式や価値観の多様化が進み、人と人、人と社会のつながりが希薄になったことで、支え合い・助け合いの機能の低下が危惧されています。また、地域や社会の構造変化に伴い、今まで以上に地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、身近な生活課題への対応が難しくなっています。

こうした状況を踏まえ、地域福祉の意識を高めること、地域住民同士のつながり・絆を強めること、様々な主体による福祉サービスの充実を図ることが必要です。

こうした取り組みを通して、地域住民が住み慣れた地域で一個人として尊重され、住民の幅広い参画を得ながら共に支え合う『地域共生社会』の実現を目指します。

—基本理念—

参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち

これは、第1次刈谷市地域福祉計画からの理念を継承するとともに、第8次刈谷市総合計画の柱の一つとして基本方針で掲げられた、「支えあい誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現を図るものです。



3-2 基本目標

本計画では、本市の現状や課題を踏まえ、基本理念の実現に向けて、福祉の心の醸成、地域福祉活動の推進、総合的な支援体制の充実、以上の3つを柱にした基本目標を掲げ、取組を推進します。

(1)福祉の心の醸成 一人づくり

福祉の心を醸成するためには、住民一人ひとりが、「福祉」について理解を深め、その重要性を認識することが必要不可欠です。「地域福祉」に関する福祉教育の充実を図ることで、一人ひとりがお互いを理解し、思いやり、尊重する気持ちを育み、単なる支援の「受け手」ではなく、主体的に地域福祉に取り組む存在となります。それは同時に、地域活動の担い手の確保にもつながります。

また、気軽にボランティア活動に参加できる機会を創出することで、福祉の心を育み、その活動を継続的に支援することで、活動の活発化を図ります。

(2)地域福祉活動の推進 地域づくり

地域福祉活動を推進するためには、「地域の絆の再生」を核に据えたつながりづくりが必要です。つながりづくりの第一歩として、地域住民相互の「顔の見える関係」づくりを進め、隣近所のちょっとした異変や課題を早期に発見できるネットワークを構築するとともに、地区福祉委員会の活動の支援や見守り活動の推進、地域住民が交流できる場の充実による地域コミュニティの活性化を図ります。

また、「誰一人取り残さない防災」を目指し、災害への備えに取り組むとともに、防犯、交通安全にも取り組み、地域住民が安心して生活できる環境づくりに努めます。

そして、地域生活課題の解決力と地域力の強化を図るため、住民、自治会などの地域団体、ボランティア団体・NPO法人などとの連携・協働を推進します。

(3)総合的な支援体制の充実 体制づくり

家庭や地域における支援力の低下、支え合いの基盤の脆弱化が進行する一方、「8050問題」、「ダブルケア」、「老老介護」など解決が困難な問題が増え、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しています。こうした地域生活課題に対応するためには、分野を問わない包括的な相談・支援の仕組みづくりが必要です。そのため、市や社会福祉協議会、各支援機関がお互いの果たす役割を理解し、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言などを行う包括的な支援体制の整備に努め、組織横断的な連携体制の充実を図ります。

また、ニーズに対応した福祉サービスの充実を図るとともに、それらのサービスの利用を必要としている人が容易に情報を入手し、適切なサービスを選択することができるよう多様な媒体を用いた効果的な情報発信の充実を図ります。

そして、移動手段の充実、施設や道路の整備など、生活環境の向上に注視した誰もが住みやすい都市環境づくりを進めます。

3-3 施策の体系

施策の体系は次の通りです。



第4章